

須崎市地域防災計画

一般災害対策編

(平成30年3月改訂)

須崎市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節	防災面からみた須崎市域の概要	6
第4節	須崎市の災害特性と既往の災害	8

第2章 災害予防計画

第1節	地域住民の災害予防計画	10
第2節	風水害等に対する予防計画	10
第3節	土砂災害の予防計画	11
第4節	孤立化対策の予防計画	11
第5節	農林水産被害の予防計画	12
第6節	災害対策本部体制の整備計画	13
第7節	動員体制の整備計画	13
第8節	援助要請体制の整備計画	13
第9節	緊急輸送体制の整備計	14
第10節	災害救助法の習熟計画	15
第11節	避難活動体制の整備計画	15
第12節	救援救助・医療救護予防計画	16
第13節	火災予防計画	17
第14節	防災教育及び研修会の実施計画	18
第15節	防災訓練の実施計画	18
第16節	自主防災組織等の整備計画	19
第17節	災害時要配慮者対策の推進計画	20
第18節	ボランティア活動の環境整備計画	23

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	24
第2節	組織動員計画	30
第3節	避難勧告等（「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）」及び避難誘導計画	32
第4節	災害時応援要請計画	38
第5節	自衛隊の災害派遣要請計画	38
第6節	災害情報、被害状況等の収集報告及び伝達計画	40

第7節	救急・救助計画	4 1
第8節	交通対策計画	4 2
第9節	障害物除去計画	4 2
第10節	輸送計画	4 3
第11節	応急仮設住宅及び応急修理計画	4 4
第12節	食糧供給計画	4 5
第13節	飲料水供給計画	4 6
第14節	被服等生活必需物資の供給計画	4 6
第15節	医療救護応急計画	4 7
第16節	感染症予防計画	4 8
第17節	ゴミ及びし尿の収集処理計画	4 9
第18節	行方不明者・遺体の搜索、対応及び埋葬計画	5 0
第19節	災害警備計画	5 1
第20節	災害情報等連絡計画	5 1
第21節	文教対策計画	5 2
第22節	電力応急対策計画	5 3
第23節	農林水産業等対策計画	5 4
第24節	商工業等対策計画	5 4
第25節	災害に対する広報活動計画	5 4
第26節	自発的支援の受け入れ	5 5

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧計画	5 7
第2節	復興計画	5 9

第5章 特殊災害対策計画

第1節	流出油災害対策計画	6 1
-----	-----------	-----

■ 第1章 総則

第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（(昭和36年法律第223号)第42条、水防法（昭和24年法律第193条）及び高知県水防計画の趣旨に基づき、大雨、洪水、高潮等による災害を警戒、防御しこれによる被害を軽減することを目的として、本市における防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、防災諸活動の円滑な実施を図り、防災に万全を期し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民生活の安全を守ることを目的とする。

2 計画の作成機関及び目的

1. 作成機関 須崎市防災会議

2. 須崎市防災会議の目的

須崎市防災会議は、災害対策基本法第16条及び須崎市防災会議条例（昭和38年条例第12号）に基づき設置された須崎市の付属機関であって、本市にかかる防災に関する基本方針の決定並びに須崎市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

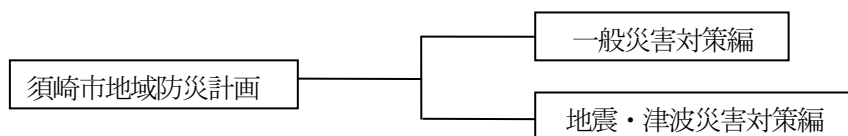
3 計画の構成及び内容

この計画は、防災に関しとるべき措置として、各種災害に対処するために基本的、かつ総合的な計画として、風水害を中心とした「一般災害対策編」と、個別災害対策として地震・津波災害に対する「地震・津波対策編」の2編から構成されている。

「一般災害対策編」は、風水害を中心とした各種災害に関して、本市が行うべき防災対策を時系列的に計画し、市各部署、関係機関等における防災対策並びに諸活動に関する基本体系として構成する。

この計画により、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとするとともに、本市における防災活動の指針としての性格を有するものとする。

なお、この計画に定めがない事項については、別紙「須崎市地域防災計画 地震・津波災害対策編」の定めによるところとする。



1. 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、須崎市が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定める。

2. 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

3. 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

4. 災害復旧・復興計画

風水害等の災害の復旧にあたっての各種援護措置及び公共施設復旧に実施にあたっての基本方針について定める。

5. 特殊災害対策計画

流出油事故の大規模な事故災害に関する予防計画と応急対策について定める。

4 重点を置くべき事項

須崎市は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を凶ってきたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきた。

このため、本市においては、災害時の被害を最小化する「防災・減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

また、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、須崎市防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めるものとする。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、この計画に住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、この計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、本市各対策部及び各部門並びに防災関係機関において定めるものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び市民の責務

1. 須崎市

須崎市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有し、高知県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市域の公共的団体並びに市民の協力を得て、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災活動を実施する。

2. 高知県

高知県は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市域の公共的団体並びに市民の協力を得て、防災活動を実施するとともに、須崎市の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、他の地方公共団体及び市域の公共的団体並びに市民の協力を得て、防災活動を実施するとともに、須崎市の活動が円滑に行なわれるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は広域性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、須崎市の活動が円滑に行なわれるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

社団法人須崎市医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平常時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、須崎市の防災活動に協力する。

6. 市民

市民及び事業者は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し助け合うものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1. 須崎市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
須 崎 市	1. 地域防災計画の作成に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関すること 4. 自主防災組織の育成指導、その他災害対策の促進に関すること 5. 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること 6. 防災のための施設、設備の整備及び点検に関すること 7. 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること 8. 避難の勧告又は指示及び指定避難所の開設に関すること 9. 消防、水防その他応急措置に関すること 10. 被災者に対する救助及び救護等の措置に関すること 11. 緊急輸送の確保に関すること 12. 災害時の保健衛生及び応急教育に関すること 13. 食料、医薬品、その他物資の確保に関すること 14. その他の災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること 15. 災害復旧・復興の実施に関すること

2. 県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
高 知 県	1. 地域防災計画の作成に関すること

	<ol style="list-style-type: none"> 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関すること 4. 自主防災組織の育成指導に関すること 5. 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること 6. 防災のための施設、設備の整備及び点検に関すること 7. 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること 8. 市が実施すべき避難の勧告又は指示及び指定避難所の開設の代行に関すること 9. 水防その他応急措置に関すること 10. 被災者に対する救助及び救護等の措置に関すること 11. 緊急輸送の確保に関すること 12. 食料、医薬品、その他物資の確保に関すること 13. 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保に関すること 14. 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 15. その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること 16. 災害復旧・復興の実施に関すること
--	---

3. 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
国土交通省 四国地方整備局 須崎港湾建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾、海岸の建設、改良による災害の防止に関すること 2. 港湾、海岸の災害応急対策に関すること 3. 港湾、海岸の災害復旧事業及び流出油の防除に関すること
高知海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海上災害に関する警報等の伝達、警戒に関すること 2. 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査に関すること 3. 海上における人命救助に関すること 4. 避難者、救援物資等の緊急輸送に関すること 5. 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査に関すること 6. 海上における流出油事故に関する防除措置に関すること 7. 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導に関すること 8. 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止に関すること 9. 海上治安の維持に関すること 10. 海上における特異事象の調査に関すること
高知地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
四万十森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施に関すること 2. 国有保安林の整備保全に関すること 3. 災害応急対策用木材(国有林)の需要に関すること
中国四国農政局	災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直轄河川、道路等の施設の保全及びその災害復旧に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 2. 水防警報指定河川について、水防警報の発表伝達に関する事 3. 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表伝達に関する事 4. 直轄道路の災害時における交通の確保に関する事 5. 土石流及び河道閉塞による湛水の緊急点検に関する事
--	--

4. 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事 2. 市が実施する防災訓練への協力に関する事 3. 災害派遣の実施(被害状況の把握、避難の援助、行方不明者の捜索、人命救助・水防・消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、廃棄物の収集・運搬、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)に関する事 4. 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

5. 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の保全に関する事 2. 救援物資及び避難者輸送の協力に関する事
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 高 知 支 店	<ul style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関する事 2. 災害非常電話の調整及び気象予警報の伝達に関する事
日 本 赤 十 字 社	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護に関する事 2. 遺体の処理及び助産に関する事 3. 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事 4. 被災地応援救護班の編成、派遣の措置に関する事 5. 被災者に対する救援物資の配布に関する事 6. 義援金の募集受付に関する事 7. 災害ボランティアの登録及び育成に関する事 8. 災害ボランティアの活動調整に関する事 9. 各種ボランティアの調整、派遣に関する事
日 本 放 送 協 会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 住民に対する避難勧告等防災情報の放送に関する事 2. 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動及び被害状況の速報に関する事 4. 生活情報、安否情報の提供に関する事 5. 社会福祉事業団等による義援金品に関する事
四 国 電 力 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> 1. 電力施設の保全、保安に関する事 2. 電力の供給に関する事
日 本 郵 便 株 式 会 社 須 崎 郵 便 局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における郵便業務(郵便・為替貯金・簡易保険)の確保及び災害非常通信の確保に関する事 2. 災害復旧資金の金融等に関する事

6. 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(社) 高知県バス協会	災害時における旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力に関する事

7. 警察署

機 関 名	事 務 又 は 業 務
須 崎 警 察 署	<p>高知県警察地震災害警備基本計画における第4地震災害警備活動の実施事項に基づき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関連情報の収集・伝達及び被災実態の把握に関すること 2. 避難誘導及び二次災害の防止措置に関すること 3. 負傷者等の救出救助及び行方不明者の捜索に関すること 4. 緊急交通路の確保等交通上の措置に関すること 5. 検視及び身元不明死体の身元調査に関すること 6. 被災地域における社会秩序の維持に関すること 7. 住民の安全確保と不安解消のための広報に関すること

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務の大綱

須崎市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自ら防災活動をするとともに、須崎市の行う防災上の諸活動に対し、それぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
産業経済団体	農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 土 地 改 良 区 漁 業 協 同 組 合 生 活 協 同 組 合 商 工 会 議 所 建 設 ・ 建 築 協 会 木 材 工 業 団 地 組 合 会 埠 頭 協 会	被害調査や対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋に対する協力に関すること
厚生医療関係 事業団 社会	医 師 会 会 病 院 社 会 福 祉 関 係 施 設 社 会 福 祉 協 議 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の救援及び保護対策等に対する融資の斡旋協力に関すること 2. 世帯更正資金等の融資の斡旋に対する協力に関すること
文化事業 団体	社 会 教 育 関 係 団 体 体 育 会 会 P T A	被災者の救助等の応急諸対策の活動及び義援金品の募集等に対する協力に関すること
防災上重要な施設の管理者		<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防体制の整備に関すること 2. 災害応急措置の実施に関すること 3. 市、その他の防災関係機関の防災活動に対する協力に関すること

第3節 防災面からみた須崎市域の概要

1 自然的条件

1. 位置及び面積

須崎市は、高知県の太平洋沿岸のほぼ中央に位置し、北緯33度24分、東経133度17分にあり、南は土佐湾に面して、北東は土佐市に連なり、北は佐川町、北西は津野町、西は中土佐町に接している。

東西約25km、南北約14km、総面積は135.44km²となっている。

2. 地 形

須崎市の北西から北東部背後には不入山脈があり佐川町と境界をなし、西南部から鈴ヶ森山脈が丘陵状となって中央部に至り、さらに浦ノ内北部に伸びて御領寺山脈となって土佐市との境界をなし、多ノ郷付近では陥没と侵食による小平野をつくっている。南部は、綱付山脈が角谷で海に没し、さらに海蔵寺山から横浪半島を形成し、竜崎に至って土佐湾に至る。

この間は、全般的に山岳丘陵地帯が多いが、新荘川・桜川・押岡川・御手洗川・奥浦川等が縦横に流れ、これらは諸河川の流域に沖積層(軟弱な地層)の平野が散在し農耕地をなしている。

海岸は、沈降海岸の特色を示すリアス式海岸の典型をみせ、切り立った断崖を形成しており、深く湾入する須崎港は、水深深く天然の良港をなし、外港は戸島、中ノ島、神島が点在し、野見湾をつくり養殖漁業が盛んである。また、南東部には「横浪三里」の名で知られる浦ノ内湾があり、半島には横浪黒潮ラインが縦走している。

3. 気 候

須崎市は、北に四国山脈を背負い、南は黒潮の流れる太平洋に面しているため、温暖多湿で、平均気温は約17度に昇り、雨量は全国最高部に属し、年間2600ミリを記録する。(観測値は須崎アメダスの平均値(1981年～2010年))

冬期の降雪は極めて少なく、北西の季節風が多い。温暖多湿で作物の育成には好適な気象条件であるが、毎年6月から10月下旬にかけて大雨を伴った低気圧の通過経路に位置するため、風雨による災害が発生している。

2 社会的条件

1. 人 口

本市の人口は、平成30年1月31日現在で、22,403人である。

人口の推移については、合併当時をピークに減少傾向が続いている。

世帯数は11,065世帯で、一世帯当たりの人員は2.02人で減少傾向にある。

地区別人口と世帯

地区	世帯数	人口			世帯当り 人員	高齢者数 (65才 以上)	高齢化率 (%)
		総数	男	女			
上分	601	1,285	586	699	2.1	584	45.4
新荘	553	1,262	618	644	2.3	500	39.6
安和	344	729	347	382	2.1	323	44.3
須崎	2,676	5,222	2,468	2,754	2.0	2,129	40.8
多ノ郷	3,712	7,688	3,767	3,921	2.1	2,589	33.7
南	530	1,068	530	538	2.0	485	45.4
吾桑	910	2,025	947	1,078	2.2	847	42.0
浦ノ内	1,749	3,124	1,630	1,494	1.8	961	30.8
計	11,605	22,403	10,893	11,510	2.0	8,418	37.6

2. 建 物

平成29年1月1日現在、本市の建物棟数は、課税家屋総数で22,531棟となっている。このうち木造建物は、17,255棟で全体の76.6%を占めている。特に原町、浜町、古市町など須崎市街地地域では、木造住宅が密集しており、災害拡大の危険性が非常に大きい。

建物の構造・用途別内訳

木造家屋		
種別	課税家屋数	構成比%
専用住宅	8,741	38.6
共同住宅・寄宿舎	168	0.7
併用住宅	1,063	4.7
農家住宅	1,075	4.7
事務所・銀行・店舗	238	1.1
旅館・料亭・ホテル	22	0.1
劇場・病院	13	0.1
工場・倉庫	773	3.4
その他	5,237	23.1
計	17,330	76.5

非木造家屋		
種別	課税家屋数	構成比%
住宅・アパート	1,402	6.2
事務所・銀行・店舗	366	1.6
病院・ホテル等	45	0.2
工場・倉庫	1,413	6.2
その他	2,083	9.2
計	5,309	23.5

第4節 須崎市の災害特性と既往の災害

1 須崎市の災害特性

本市における過去の災害の記録によると、昭和45年の台風10号をはじめとして、毎年、台風の来襲により農林水産業施設を中心に大きな被害を受けている。また、集中豪雨等による家屋等の浸水被害も受けていたが、河川改修や排水施設の整備等により、近年は、大きな浸水被害は受けていない。しかし、地形的な面から見ても、急傾斜地に面した家屋が点在するなかで、大雨時の土砂災害も予想されている。

また、地震については、活断層は確認されていないが、過去に甚大な被害をもたらした南海トラフを震源とする大地震の発生も予想されており、長い海岸線を有しリアス式海岸となっている本市は、津波には非常に弱く、過去の記録から分かるように、幾度となく津波による被害を受けている。

2 市域で発生した主な風水害等

発生日月	災害名	被害概要	須崎市の災害対応
昭和36年9月16日 (1961年)	台風18号 第2室戸台風	最低気圧 930.4hPa 最大風速 66.7m/s 最大瞬間風速 84.5m/s以上 県内の被害状況 死者 2名 家屋の全半壊 93棟 床上浸水 254棟 床下浸水 1,614棟	
昭和38年8月9日 (1963年)	台風9号	本県全域が3日間暴風圏内 大豪雨となり大洪水 県内の被害状況 死者・行方不明者 19名 家屋の全半壊 286棟 床上浸水 5,610棟 床下浸水 7,862棟	災害救助法適用(15市町村) 新莊川、桜川決壊 罹災世帯 448世帯 家屋の全半壊 13棟 床上浸水 192棟 床下浸水 239棟 被害総額 約2億2千万円

		被害総額 約120億円	
昭和45年8月21日 (1970年)	台風10号 (土佐湾台風)	上陸時中心気圧 955 hPa 高潮、高波による被害 県内の被害状況 死者・行方不明者 13名 家屋の全半壊 4,479棟 床上浸水 26,100棟 床下浸水 14,292棟 被害総額 約734億円	災害救助法適用(26市町村) 罹災世帯 4,480世帯 家屋の全半壊 444棟 浸水家屋 495世帯 高潮、高波による被害 農林水産施設被害多大 被害総額 約37億3千万円
昭和47年7月5日 (1972年)	繁藤豪雨	梅雨末期の大豪雨 土佐山田町繁藤で大規模山崩れ 県内の被害状況 死者 61名 家屋の全半壊 39棟 床上浸水 578棟 床下浸水 5,534棟	
昭和50年8月17日 (1975年)	台風5号	県中央部での大豪雨 山崩れ、河川の氾濫、家屋浸水 県内の被害状況 死者・行方不明者 77名 家屋の全半壊 2,160棟 床上浸水 12,564棟 床下浸水 19,734棟 被害総額 約1,400億円	災害救助法適用(19市町村) 桜川決壊、避難命令発動 死者1名、負傷者6名 罹災者数 2,213名 家屋の全半壊 29棟 床上浸水 613棟 床下浸水 1,025棟
昭和51年9月12日 (1976年)	台風17号	県中央部での大豪雨 (高知市で50mm以上6日連続) 死者・行方不明者 9名 家屋の全半壊 175棟 床上浸水 13,445棟 床下浸水 23,685棟 被害総額 約713億円	災害救助法適用(7市町村)
平成10年9月24日 (1998年)	高知豪雨	県中央部での大豪雨 県内の被害状況 死者 8名 家屋の全半壊 55棟 床上浸水 8,341棟 床下浸水 8,966棟 被害総額 約665億5千万円	時間雨量125.5ミリ記録 負傷者 2名 罹災者数 2,213名 家屋の全半壊 7棟 床上浸水 69棟 床下浸水 185棟 被害総額 38億500万円

■ 第2章 災害予防計画

第1節 地域住民の災害予防計画

1. 気象等の予報、警報の伝達を受けた地域住民は、災害を最小限に止めるため、暴風雨、大雨、高潮等による被害の恐れのある箇所、物件等について、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、あらかじめ予防措置を講じるよう努めるものとする。
2. 市長又は市長の指定する職員が、災害パトロール中、地域住民の所有に属する物件等に危険が予想されるものを発見したときは、関係住民に対し適切な予防措置を指示し、地域住民はこの指示に従い、速やかに措置しなければならない。

第2節 風水害等に対する予防計画

本市は、自然的条件により降雨量も多く、過去にも大きな浸水被害が度々発生し、浸水対策に重点的に取り組んできたところである。しかし、宅地開発及び市街化の伸展は、遊水地帯の埋立て、あるいは道路舗装の伸びとあいまって、降雨における一時流出量の激増を伴い、河床に土砂を堆積させ、小河川、排水路の氾濫をもたらしている現状から、河川改修、排水対策事業を積極的に進め、災害の発生を未然に防止、あるいは軽減するため、次のとおり計画する。

1 河川改修事業

河川、水路については、県等関係行政機関とともに、常に技術的診断を加え、災害時も考慮して各種の改良工事を施工し、流域の水害防止に努めるものとする。

2 下水道整備による内水排除対策

須崎市の地形から、住宅地等の排水はポンプ排水に頼らざるを得ない地域が多く、排水施設の整備拡充に努めるとともに、集中豪雨等による雨水災害時には既存施設の能力を最大限発揮させるため、全施設の維持管理を徹底し、排水機能を確保するものとする。

3 外水防除対策

国土交通省並びに県との連携を緊密にし、胸壁、護岸等の構造改善、天端高のかさ上げなど改修整備の促進を図るものとする。

4 道路の管理

市道の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

5 警報等の発表及び周知

暴風雨、大雨、高潮等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、住民にその旨を分かりやすく伝達するとともに、気象台から発表される気象情報等により注意喚起を行うものとする。

また、予想される気象現象が特に異常であり、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表される特別警報については、ただちに周知の措置をとることとする。

6 情報伝達体制

多様な情報伝達を充実するために、全国瞬時警報システム（J－ALERT）や防災行政無線と併せて、携帯端末の緊急速報メールやケーブルテレビ局の災害データ放送等により情報の伝達を行うための整備を図るとともに、その機能が確保されるように停電対策を講じるなど、情報伝達の多重化・多様化に努めるものとする。

第3節 土砂災害の予防計画

本市の地勢、地質、地盤の実態を、国土交通省の指導により5年ごとに行う全国一斉急傾斜地崩壊危険箇所総点検などで、最新の地域の把握に努め、これらの基礎資料に基づき十分に調査し、土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）の危険が予想される箇所を把握するとともに、避難体制づくり、崩壊防止工事等、関係機関と密接な連絡を保ち、適切な予防措置に努めるものとし、次のとおり計画する。

1 土砂災害危険予想箇所の把握

危険予想箇所については、本市独自の調査を実施し、特に危険が予想される箇所については、早急に対策を講じるとともに、市民にも公表し注意を促し、避難体制を徹底する。

また、関係行政機関等とも合同調査を行い、特に危険な箇所については、その対策について、関係機関に働きかけるとともに、巡視警戒に当たるものとする。

土砂災害危険箇所については付属資料参照

2 土砂災害防止工事の実施

個人財産は各人が守ることが原則であり、人家を守るための防災工事を実施することも本来個人の責務であるが、公共性が強く一定の要件を備えている場合は、国庫補助等により崩壊防止工事が実施されることになるので、関係機関との連携を密にし、安全で安心できる基盤整備実施の促進を図るものとする。

3 危険予想箇所の周知

住民に対し、土砂崩れ等の災害予想危険地区である急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域について、それぞれの区域を表示する標識を設置するとともに、高知県が実施している土砂災害警戒区域の指定により須崎市が作成した土砂災害ハザードマップや広報誌等で災害危険予想箇所の周知に努める。

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害危険予想箇所のうち、県が進める土砂災害警戒区域の指定による指定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地は資料15のとおり。

第4節 孤立化対策の予防計画

災害の発生により道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめ想定し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策を次のとおり計画する。

1 災害時孤立化想定地域の状況

孤立化の恐れがある地域の発生要因としては、集落に通じるアクセス道路のすべてが浸水や損傷、道路への土砂堆積による場合が多くを占める。

2 孤立化想定地域への対策推進

1. 通信手段の確保

- (1) 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 防災ヘリコプター等による空中偵察に対し、公共施設の屋上等へのヘリサインの整備や住民側から送る合図を定めるなど、その方法をあらかじめ周知する。
- (3) 孤立化の恐れがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2. 避難先の検討

集落内に指定避難所や避難ができる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、安否確認を行うように努める。

3. 救出方法の確認

孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（飛行場外離着陸場等）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4. 備蓄の推進

孤立化の恐れがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。また、備蓄にあたっては井戸水等の活用など、集落単位での備蓄に努めるものとする。

5. 防災体制の強化

住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第5節 農林水産災害の予防計画

1 現状

台風の常襲地帯であり、施設園芸や水産関係においても今までに度々大被害を受けてきたところである。

こうしたことを踏まえ、農林施設及び水産施設の災害を未然に防止あるいは軽減するため、次のとおり計画する。

2 農業対策

1. 農地保全については、急傾斜又は特殊土壌の農地等の基盤を整備し、降雨による土壌流出や崩壊を防止する。
2. 平素から、災害発生危険箇所等の情報収集を行い、災害発生の未然防止に努める。
3. 気象情報に留意して関係機関と連携のもと常に予防の措置を講じるよう努める。

3 林業対策

治山施設等の災害を防止するため、あらかじめ調査、補強するなど適正措置を実施する。また、山地災害危険地区を市民に周知するため、広報活動に努める。

4 水産業対策

漁船に対する防災措置については、常に気象情報に留意して予防措置を講ずる。
漁具等の流出、破損を未然に防ぐため安全な場所に移動させる。

第6節 災害対策本部体制の整備計画

災害対策基本法及び須崎市災害対策本部条例（昭和38年須崎市条例第13号）に基づき市域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で市長が必要と認めるときは、須崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたる。

このため、災害対策本部の円滑な設置・運営を図るための体制を整備し、各課の日常業務を考慮し、災害に即応できるよう次のとおり計画する。

1 職員の役割の明確化

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、的確に対応することが重要である。

そのため、職員個々に対し、各機会を通じて災害対策本部における役割の明確化と役割意識を促す。

2 初動体制の充実

初動体制の成否が、その後の応急対策活動に大きく影響することから、職員の居住地や災害対策本部における役割等を考慮した初動体制の確立を目指す。

第7節 動員体制の整備計画

災害が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、実践的な動員配備計画を整備する。

また、防災訓練等により、職員に対し非常登庁等の心構えなどを認識させるものとする。

第8節 援助要請体制の整備計画

1 目的

大規模災害発生時において、本市の防災体制のみでは、発生災害に対応できないことが予測されるため、他市町村や防災関係機関等に援助を求めるための体制を整備し、次のとおり計画する。

2 災害時相互応援協定等による援助要請

大規模災害が発生し、須崎市独自では被災者の救助・救援等の応急対策活動が十分実施できない場合に、高知県内34市町村で締結した「高知県市町村災害時相互応援協定」に基づく要請を実施するための体制を整備しておくものとする。特に近隣自治体の津野町や佐川町とは

「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき、連携を密にし、兵庫県相生市や岡山県真庭市との「災害時相互支援協定書」を締結した県外自治体とは、平常時より連携を図るものとする。また、「災害時における須崎市内郵便局と須崎市の相互協力に関する覚書」に基づく協力体制や消防組織法（昭和22年法律第226号）により締結している「高知県内広域消防相互応援協定書及び高知県中央地区消防相互応援協定」に基づく応援体制についても整備しておく。

指定公共機関及び事業所等による協力体制や消防組織法により締結している受援・応援体制についても整備しておく。

3 災害対策基本法に基づく職員の派遣要請

災害対策基本法第30条第1項の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。また、災害対策基本法第30条第2項の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。さらに災害対策基本法第67条の規定により他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができるので、要請を行うための体制を整備しておくものとする。

4 高知県消防・防災航空隊への応援要請

災害情報の収集、傷病者、物資等の緊急搬送及び消火活動等における応援体制を確立するため、高知県消防・防災航空隊との連絡体制を整えるとともに、広域航空応援体制による授受体制が確立できるよう活動拠点及び資機材の整備等の体制づくりを推進する。

5 自衛隊に対する援助要請

大規模な災害が発生し又は発生が予測される場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定による要請をするよう求め、また、知事に対しこの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することになっており、これらの手続きについて十分習熟しておくものとする。

6 警察官に対する援助要請

市長（災害対策本部長）は、災害が発生し又は発生の恐れがあると認めるときは、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができるよう連絡体制を整えておくものとする。

7 住民等に対する従事命令

災害対策基本法の規定によって、市長又は警察官もしくは海上保安官は、須崎市の区域の住民又は応急措置を実施すべき現場に有る者を応急措置の業務に従事させることができるため、当該法の運用について十分習熟しておくものとする。

第9節 緊急輸送体制の整備計画

災害時は、交通機関の混乱と道路の寸断等が予想されるため、緊急輸送に対応できる陸・海・空あらゆる手段を考慮した緊急輸送路ネットワークの確立と平常時から関係機関や団体に応援・協力を要請し、協定を結ぶなどの体制を整備する。

緊急輸送路には、陸上・海上・空路輸送路が想定されるため、陸路輸送拠点施設、接岸港、ヘリポートをあらかじめ指定し、これらと防災拠点施設や、医療機関施設等と接続する道路並びに応急活動を実施するための幹線道路を防災道路として指定する。また、道路寸断等も考慮し予備ルートについても検討する。市役所、災対本部現地対策支部、防災関係機関、消防施設、医療救護所、災害支援病院、緊急物資輸送船接岸港、災害対策用ヘリコプター発着場等を結ぶ路線を防災道路として指定する。

災害時は、緊急輸送に必要な車両が不足することが予想されるため、あらかじめ関係機関並びに関係団体に協力を要請し協定を締結する。また、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、輸送活動を円滑に行うため、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第10節 災害救助法の習熟計画

1 目的

災害時の被災者に対する応急救助には、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適応された場合の救助及びこれに準じ市長の責任において実施する救助がある。

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適応されるが、同法等への未習熟からその運用に際し混乱を生じることが多い。

そのため、平素から災害救助法習熟を図るとともに、マニュアルを整備する。

「災害救助の実務」（厚生労働省 社会・援護局 保護課）を用意しておくとともに、研修、自己研鑽等によりその内容に習熟する。

【関係法令等】

災害救助法・災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）・高知県災害救助法施行細則（昭和23年規則第15号）救助実施要領

第11節 避難活動体制の整備計画

1 目的

市長は、風水害等の災害から住民等を安全な場所へ避難させるほか、住居を失った被災者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ避難所を指定して住民に周知するとともに、安全・的確に避難行動・活動が実施できるよう平常時から必要な体制を整備しておくとともに、指定避難所や避難路の整備を図るよう努め、次のとおり計画する。

また、指定避難所の運営方法について検討し、必要な設備等の整備を図るものとする。

2 指定避難所

指定避難所	所在地等	電話
上分小学校体育館	上分甲90-1	0889-46-0111
上分公民館	上分丙344-2	0889-46-0330
新荘小学校体育館	下分甲584-1	0889-42-0079
安和市民交流会館	安和660-2	
須崎公民館	西古市町6-15	0889-42-2338
人権交流センター	栄町8-32	0889-42-1420
市民文化会館	新町2丁目7-15	0889-43-2911
須崎市総合保健福祉センター	山手町1-7	0889-42-2311

多ノ郷公民館	大間本町15-22	0889-42-3102
あおい保育園	多ノ郷甲1764-1	0889-42-2144
須崎自動車学校	多ノ郷甲4481	0889-42-0655
妙見山交流会館	妙見町9-1	
朝ヶ丘中学校体育館	吾井郷乙1818	0889-42-1864
吾桑公民館	吾井郷乙497-1	0889-45-0525
大谷漁業協同組合	大谷235-52	0889-47-0211
南公民館	大谷206-1	0889-47-0624
浦ノ内小学校体育館	浦ノ内東分2001-1	0889-49-0421
浦ノ内市民交流会館	浦ノ内東分168-32	0889-49-0311
浦ノ内東部コミュニティセンター	浦ノ内塩間49-3	088-857-0011
須崎市立スポーツセンター	浦ノ内東分2688	0889-42-0200

3 避難路

市は災害時に、避難のための通行を確保すべき道路（避難路）として、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び地域の避難計画に定めた道路等を指定し、安全な避難のための整備に努めると共に、地域では普段より、幾通りかの避難のための経路を確認し、災害時のスムーズな避難に資するものとする。

4 住民への周知

市の広報誌、案内板の設置（避難誘導標識・避難場所表示板）、防災訓練、各戸への避難マップ配布等で周知する。

また、地域住民に対しては、避難訓練や広報誌などを通じて避難方法、指定避難所、避難用具等の周知徹底を図るとともに、市外から訪れる住民への適切な避難誘導等を行い、災害時に混乱を来たさないよう指導する。

第12節 救援救助・医療救護予防計画

市は、風水害等の発生時において、建築物の倒壊・落下物等により多数の救急・救助事象の発生が予測されることから、迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機材の整備と応急手当の普及啓発を実施するとともに、「須崎市災害医療救護計画」に基づき、須崎市医師会、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うため、事前に必要な体制の整備に努め、次のとおり計画する。

1 救急体制の整備

風水害等の発生時において、多くの救急事象が発生することが予想されることから、迅速かつ効率的な救急活動に努める。

2 救助体制の整備

風水害等の災害時における救助事象に迅速的確に対応するため、救助資機材整備に努める。

3 市民に対する応急手当及び救助法の普及啓発

風水害等の災害時における救急・救助活動に備え、市民に応急手当及び救助法の普及を図り、

迅速かつ的確な救急・救助体制の確立を図る。また、服用中の薬（又はお薬手帳）や常備薬等の携帯について啓発に努める。

4 災害医療救護体制の確立

風水害等の被害から地域住民の生命、健康を守るため、「須崎市災害医療救護計画」に基づき、須崎市医師会、医療機関及び各医療団体等の協力を得て、災害医療対策支部医療救護体制の整備を行う。

5 患者等の搬送計画

消防、須崎市医師会、医療機関及び関係医療団体の協力を得て、的確な搬送計画を策定する。

6 救急連絡体制の確立

県が運用している「こうち医療ネット」を考慮し、対策本部、須崎市医師会、医療機関及び医療関係団体等の救急連絡体制の確立を図る。

7 医療資機材等の確保

須崎市医師会及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な医療資機材を確保する。

8 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、県及び須崎市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

第13節 火災予防計画

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な効果を期待し得るものであり、消防力の充実と消火栓、貯水槽の設置を促進するとともに、高幡消防組合の協力を得て、防火対象物の定期査察あるいは火災予防運動の充実により、防火思想の向上啓発指導を行い、次のとおり計画する。

1 消防施設の整備、点検

消火栓の増設並びに貯水槽等の消防水利の整備改善を図るとともに、消防機械器具の機能を最高に保持し、能率的効果的な運用を図り得るよう点検並びに整備を行うものとする。

2 火災予防運動

火災多発時期の前に火災予防運動を実施し、広報、講習会等各行事を通じて、防火思想の向上啓発指導を行う。

3 火災予防運動

火災発生及び被害拡大を防止するための火災予防査察並びにプロパンガスなどの爆発引火の恐れのある物品の貯蔵管理の状況把握については、高幡消防組合の消防計画によるものとす

る。

第14節 防災教育及び研修会の実施計画

1 目的

防災計画の的確かつ効果的な実施を図るため、市広報「すさき」や防災パンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ等により市民の防災知識の普及を図るとともに、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、防災教育及び研修会を行い、防災業務に従事する職員の資質の向上を図り、次のとおり計画する。

また、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

2 職員に対する防災研修会

災害発生時には、職員個々の正確かつ的確な状況判断が要求されるため、職員が自発的に責任を持って行動し得るよう、あらゆる機会を利用して防災計画が的確有効に活用されるよう、職員に対し内容、運用等を周知徹底させる職員研修会を実施する。また、地域防災計画の内容や防災関係法令等の説明、研究を行い、趣旨の徹底を図る。

3 学校等における防災教育

児童・生徒に対しては、学校における教育活動のあらゆる機会を通じて、防災意識の向上、普及に努め、職員や消防署員の派遣、資料の提供など、学校教育機関との連携等により、各保育所及び幼稚園を含め、すべての学校で防災学習の取り組みの支援と推進を図る。

また、教育委員会が定める「教育委員会災害対応マニュアル」に基づき、学校ごとに、地域の実情にあった「学校危機管理マニュアル」を作成し、危機管理体制の確立を図る。

4 社会教育における防災教育・研修会等の開催

公民館活動における研修・集会などあらゆる機会を通じ、災害に対する知識の普及促進を図る。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるとともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

5 自主防災組織に対しての防災教育、研修会

自主防災組織のマニュアルを作成配布し、活動内容の知識の普及を図る。また、防災関係者の協力のもと、自主防災組織のリーダー育成講座等を開催など、防災に対する知識の普及と災害教訓の伝承に努める。

第15節 防災訓練の実施計画

風水害等の発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練は、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政をはじめとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、

実践的な防災訓練を実施し、訓練成果の取りまとめや課題等を明確にし、次回の訓練に反映させるよう努め、次のとおり計画する。

なお、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

1 訓練の実施

1. 総合防災訓練

風水害等の発生時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、水防訓練、救急救助訓練、応急復旧訓練、情報伝達・通信訓練、炊き出し訓練等を関係機関の協力のもと各種対応型訓練を実施する。

2. 地域（自主防災組織）防災訓練

風水害等による被害は、救出・救護、応急救護及び避難誘導など広範囲な対応が必要となるため、住民・事業所が適切な防災活動が行われるよう、防災に関する知識や情報を提供し、協力体制の充実強化を図るとともに、行政・住民・事業所が一体となった防災の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所においては地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進するものとする。

3. 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は事務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努めるものとする。

4. 病院・社会福祉施設における訓練

病院や社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討するものとする。また、須崎市災害医療救護計画による訓練を通して医療救護活動の体制を検証するものとする。

5. 地域における防災訓練

定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

第16節 自主防災組織等の整備計画

災害が発生した場合、これを早期に鎮圧して被害の軽減を図ることは市町村の責務となっているが、二次災害の発生防止と被害軽減は、市町村が防災施設等の拡充整備をするだけでは不十分であり、特に、災害時における災害応急活動について、防災関係はもとより、地域住民の協力がなければ万全を期し難いので、行政機関、住民、事業所がそれぞれの責務のもとに災害応急活動の連携をすることが必要である。

そのため、住民の連帯感をもとに協調体制を醸成し、災害に対して組織的に行動する自主防災組織を作ることが必要である。

また、地域における事業所についても、自衛消防隊の育成について同様に計画に盛り込み、これらの組織が病院等の他の救援機関等と相互に協力する体制が必要であるため、次のとおり計画する。

1 地域住民等の自主防災組織の育成

1. 組織の育成

災害に対する行政の責務、地域住民の責務と自主防災組織の位置づけを明確にするとともに、住民一人ひとりが「自分の家族や財産、地域は自ら守る」という自主防災意識の醸成を促し、

防災啓発指導を継続して推進していくことが自主防災組織の育成には重要である。

2. 組織の編成

自主防災組織の編成方法は、基本的には地域の自治会・町内会など既存の組織を母体にして編成することが实际的であり、地域の中に住む消防団経験者、日本赤十字ボランティアなど防災の専門的知識を持った住民をリーダーにして、地域特性を考慮した自主防災組織の編成を指導する方針等を定める。また、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画を推進することも必要である。

編成した自主防災組織が、災害の発生時には消火活動や救助活動を迅速・正確に実施することが必要である。そのため、日常生活での交流がある自治会・町内会を中心にし組織づくりをすることが、機能を十分に発揮できると思われる。

3. 組織の活動

平常時における予防活動及び災害時の市町村が活動を開始するまでの初期活動と、これらの機関を補助する活動等の基準を定め、それぞれの任務分担を明確にしておき、災害時には即応力のある活動ができるような体制づくりに努めなければならない。そのためには、住民の中で専門知識や技術を持った者をリーダー等に育成する方策や、自主防災活動に必要な資材の支給及びその購入補助を行う。また、防災に関する知識・技術を習得するための訓練の実施、市町村主催の防災訓練への参加、活動マニュアルなどの作成配布、防災講習会の開催など自主防災組織の育成を行う。

4. 防災連絡協議会等の設置

地域ごとに地域別避難計画の策定や地区防災計画の検討・提案を行うため防災連絡協議会等の設置を推進する。

2 事業所の自衛消防組織の育成

事業所は、地域にあって事業活動を続ける地域社会の一員として、また、消防法（昭和23年法律第186号）により自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所（危険物施設）はもとより、設置が義務づけられていない事業所も、積極的に自らの事業所の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力し、被害の軽減と二次災害を防止するために、自衛消防組織を確立し強化する対策を推進する。

また、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を推進する。

3 防災組織相互の連携・協調

平素から地域の自主防災組織、事業所自衛消防隊と消防団や防災ボランティアなどと防災関係機関が協力して、地域の防災対策の推進と防災知識の普及や防災訓練を行い、また、災害発生時には、相互に連携して被害の軽減が図れるよう自主防災対策の推進に努める。

第17節 災害時要配慮者対策の推進計画

高齢者、障がい者、乳幼児及びその他、災害発生時に迅速かつ的確な行動が取りにくく、配慮を要する災害時要配慮者においては、平常時から支援体制を構築し、適切に対応するための対策を次のとおり計画する。

1 災害時要配慮者の把握等

災害時要配慮者のうち、75歳以上の者、又は要介護認定を受けた者及び障がい者手帳を有する者、その他、自力による避難が困難で避難支援が必要と認められる者の把握に努め、平常時から防災情報の伝達手段、伝達態勢の整備及び避難誘導等の支援体制を整備する。

2 避難行動要支援者の対策

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援、安否確認、その他、生命又は身体を災害から保護するために必要な対策を講じる。

1. 名簿の作成

避難行動要支援者の名簿は、避難支援等を実施するための基礎となるものであり、関係課で把握している情報を集約するように努め、あらかじめ作成しておくものとする。なお、名簿作成の対象範囲は避難行動要支援者避難支援計画に定める対象者とし、既に須崎市災害時要援護者避難支援登録により名簿を作成している者は、新たに作成する必要はないものとする。

2. 名簿の情報

名簿の情報は、避難支援や安否確認に必要な限度で、その保有する氏名やその他の情報を特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するとともに、必要に応じて県知事等に災害時要配慮者に関する情報の提供を求める。

3. 名簿の更新・共有等

名簿は、状況が常に変化しうることから避難行動要支援者の把握に努め、更新する期間や仕組みを構築するとともに、平常時から災害の発生に備え、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難行動要支援者避難支援計画に定める避難支援団体等と共有を図り、最新の名簿情報を保つように努める。

なお、名簿情報については、個人情報保護の観点に立ち厳重に管理されなければならない。

4. 名簿の活用

名簿の活用については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、避難行動要支援者の避難支援等の実施に必要な限度で、次のとおり活用するものとする。ただし、名簿情報の提供を受けた支援者等に係る守秘義務等に留意する必要がある。

(1) 避難のための情報伝達

円滑かつ迅速な避難にあたって重要となる災害情報は、多様な手段を用いて早い段階での避難行動につながる情報伝達の仕組みを構築する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難の必要性や名簿の意義、あり方を周知するとともに、避難支援団体等で地域の実情や特性に応じた避難支援等が行えることや支援者等の安全を確保する措置を講じる。

また、避難支援団体等への名簿情報の提供において、本人同意の有無にかかわらず、可能な範囲で避難支援等を行うよう協力を求める。

(3) 安否確認の実施

災害時の安否確認にあたっては、名簿を有効に活用するとともに、安否確認を外部に委託することが想定されることから災害発生前に民間事業者や福祉事業者等と協定等を結んでおく必要がある。

(4) 指定避難所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえ、避難後の避難行動要支援者への支援が継続されるよう名簿情報を活用し、指定避難所、又は福祉避難所へ引き継がれる仕組みや移送方法を構築する。

(5) 個別計画の策定

平常時から避難支援団体等と具体的な支援方法を検討し、名簿情報に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の策定に努める。

5. 災害時要配慮者避難支援連絡協議会等の設置

災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援から避難生活まで組織的な避難支援体制を構築するため、平常時から防災や福祉・保健・医療等の各分野の関係者で連携した避難支援連絡協議会を設置し、事前対策の実施を推進する。

3 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設や医療機関、保育所等には、自力では避難できない人々が多く入所・通所しており、これらの人々の安全を図るためには、平素から十分な防災対策を講じておくことが必要であり、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組まなければならない。

4 外国人等に対する対策

外国人等に対する対策については、指定緊急避難場所案内板等への外国語表記や統一規格の避難標識等による周知と外国人向け防災リーフレット等の配布を実施し、災害発生時において迅速かつ的確な行動が取れるように啓発活動に努める。

5 避難訓練等の実施

災害時要配慮者の避難訓練等を定期的実施し、情報伝達、避難支援等について検証を行うこととする。

また、避難訓練等を実施するに当たり、企画段階から避難支援団体等と連携して、避難行動要支援者名簿を活用した訓練への参加や避難意識の向上に努める。

災害時要配慮者の現況 (平成30年1月31日現在)

高 齢 者(75歳以上)	4, 540人
乳 幼 児	763人
心身障がい者(75歳以上除く)	990人
外 国 人(特別永住者及び中長期在留者)	486人
人 口 総 数	22, 403人
割 合	30.3%

6 災害時要配慮者の課題

1. 情報提供の課題

聴覚・視覚障がい者、高齢による身体機能の衰えなどがある者、さらには国際化に伴う来日外国人の増加とともに、災害時要配慮者の状況を考慮した情報の提供が必要である。

2. 施設入所者の課題

災害時要配慮者を多数抱える施設においては、基本的には耐震性、安全性に優れた施設づくりが重要であるが、施設の立地や避難システムなどを検討し、日頃から訓練などをくり返し実施する。

また、多数の要配慮者を同時に避難させる必要があることから安全に避難ができる避難計画づくりを行うとともに、施設の実情に応じて最小限の車両を活用する。

3. 避難行動要支援者の課題

家族のみでは避難行動要支援者の避難支援に困難があり、地域相互の助け合いを促し、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、近隣住民等による避難行動支援の協力体制を構築するなど、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。

災害発生後の避難先となる指定避難所や福祉避難所を確保するため、必要に応じて県や近隣自治体、福祉事業者等と連携を図り、災害時要配慮者避難支援連絡協議会で選定された避難施設等の指定に努めるものとする。また、配慮を要する人が必要な生活支援が受けられるなど、安定して生活できる体制整備についても計画的に行う。

4. 名簿情報の課題

本人の同意の有無に関わらず緊急に名簿情報を提供する場合の適切な措置や平常時から名簿情報を共有する避難支援団体等への適正な情報管理や取扱いの指導等を行わなければならない。

5. 基本的な視点としては、支援者等のサポートが必要条件であり、災害時における問題点の所在が異なることを正しく認識しなければならない。

以上の対策を推進するため、関係機関は情報交換を行ない、災害時には地域社会の協力・支援が得られる体制作りを努め、災害時要配慮者対策を進めるものとする。

第18節 ボランティア活動の環境整備計画

災害直後の災害応急活動から、被災者の生活の維持・再建等の復旧活動の過程に至るまでの間、一般市民や団体等による支援、協力が大きな役割を果たすことから、ボランティア活動が緊急的かつ効果的に対応できるよう、平常時から個人や地域の事業所及び自主防災組織等、幅広い防災ボランティアの体制整備に努め、次のとおり計画する。

1 活 動

1. 災害発生時に救援活動を行うボランティアを把握するものとする。
2. 市は、警察と協力して、被災地における各種犯罪、事故の防止、治安維持のためのボランティア関係組織、団体等と連携を図るとともに、地区の自主防災組織等と連携し訓練の実施を行う。
3. 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社など関係機関と協力し、平素より防災ボランティアを養成するとともに、被災者の自主支援活動が円滑に実施できるよう環境の整備に努める。

2 ボランティアに期待される役割

ボランティアが行う主な活動内容は、次のとおりとする。

1. 災害、安否、生活情報の収集、伝達
2. 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介護及び看護補助
3. 清掃
4. 炊き出し、その他災害救助活動
5. 救援物資の仕分け及び配布
6. 消火、救助、救急活動
7. 保健医療活動

■ 第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項及び須崎市災害対策本部条例の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、災害対策本部に準じた体制を整え、災害応急活動を実施し、事態の処理にあたるものとする。

(1) 設置及び解散の基準

①設置基準

ア 市の地域において風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、必要があると認めた場合。

イ 市長が特に必要と認めた場合。

②解散の基準

本部長が、市域において災害が発生する恐れが解消したと認めた時、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

(2) 設置場所

災害対策本部は、須崎市総合保健福祉センター内及び須崎市役所本庁舎に設置する。須崎市総合保健福祉センターが被災したときは、本部長の指定する場所に置く。また、庁舎が被災しても災害対策本部及び防災行政無線の機能が失われることがないように停電対策やシステム等のバックアップ対策を講じておくものとする。

(3) 設置又は解散した場合の周知

本部長は、災害対策本部を設置又は解散した場合は、直ちに次に掲げる機関等に通知等を行うものとする。

①県知事に対する報告

②防災関係機関への通知

③報道機関への発表

④報道機関等を通じた市民への周知

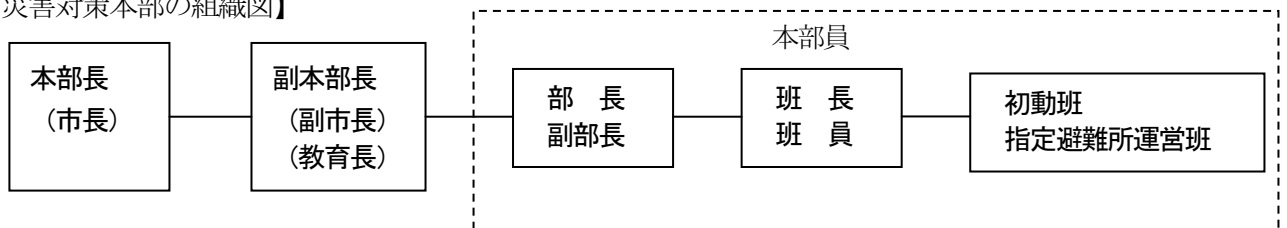
2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営の方法については、「須崎市災害対策本部条例」の規定に基づき組織するほか、各課の日常業務を考慮し、災害に即応できるように定める。

(1) 災害対策本部の構成

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

【災害対策本部の組織図】



部 局 名		班 名	班 長	班 員
総 務 部	部 長 総務課長	総 務 班	総務課長補佐	総務課（人事係・財政係） 職員及び議会事務局職員
	副部長 税務課長 副部長 議会事務局長	調 査 班	税務課長補佐	税務課職員
渉 外 部	部 長 企画政策課長	情 報 班	企画政策課長補佐	企画政策課職員及びプロジ ェクト推進室職員
	副部長 会計課長 副部長 選管事務局長 副部長 プロジェクト 推進室長	広 報 班	会計課長補佐	会計課職員及び選挙管理委 員会事務局職員
市民生活部	部 長 福祉事務所長	救援物資班	福祉事務所次長	福祉事務所（保護第2係） 職員
	副部長 市民課長	食 糧 班	市民課長補佐	市民課職員
	副部長 環境保全課長	環境衛生班	環境保全課長補佐	環境保全課職員及び福祉 事務所（保護第1係）職員
保健福祉部	部 長 健康推進課長	要配慮者対策班	長寿介護課長補佐	長寿介護課職員、福祉事務所 （障害福祉係）職員及び子ど も・子育て支援課職員
	副部長 長寿介護課長 副部長 子ども・子育 て支援課長	医療救護班	健康推進課長補佐	健康推進課職員
産 業 部	部 長 農林水産課長	商 工 班	元気創造課長補佐	元気創造課（商工観光係） 職員及び監査委員会事務 局職員
	副部長 監査事務局長 副部長 農委事務局長	農林水産班	農林水産課長補佐	農林水産課職員及び農業 委員会事務局職員
応 急 部	部 長 建設課長	水 道 班	水道課長補佐	水道課職員
	副部長 水道課長	建 設 班	建設課長補佐	建設課（総務係・土木係・ 公共財産係・都市計画係） 職員
	副部長 住宅・建築 課長	住 宅 班	住宅・建築課長補佐	住宅・建築課（住宅管理 係・資金管理係）職員
		建 築 班	住宅・建築課参事	住宅・建築課（建築営繕係） 職員
教 育 部	部 長 学校教育課長	学校教育班	学校教育課長補佐	学校教育課（総務係）職員
	副部長 生涯学習課長	生涯教育班	生涯学習課長補佐	生涯学習課（生涯スポー ツ係）職員
防 衛 部	部 長 消防署長	第1消防班	隊長	隊員
	副部長 消防副署長	初 動 班	当直隊長	当直隊員
	副部長 消防団長 副部長 消防副団長	第2消防班	各分団長	団員
地 方 部	部 長 元気創造課長	指定避難所運営 班	人権交流センター次長 各公民館長	元気創造課（元気創造係） 職員、人権交流センター職 員、生涯学習課（生涯学習 係・青少年育成センター） 職員、学校教育課（学校教 育係）職員及び指定避難所 配備体制表の職員

事務局	事務局長 地震・防災課長	初動班	地震・防災課長補佐	地震・防災課（地震・防災係）及び総務課（総務管財係）
-----	--------------	-----	-----------	----------------------------

(2) 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部職員を指揮監督する。

(3) 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(4) 部長

部長は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

部長の構成は、本部長が災害対策本部の組織を定めるところによる。

(5) 副部長

副部長は、部長を補佐し、部長に事故等あるときは、その職務を代行する。

(6) 班長・班員

班長・班員は、部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

班長・班員の構成は、本部長が災害対策本部の組織を定めるところによる。

(7) 災害対策本部事務局

災害対策本部に災害対策本部事務局を置き、次のとおり構成する。

① 事務局長

事務局長は、地震・防災課長をもって充てる。

事務局長は、本部長の命を受け、災害対策本部事務局の事務を掌理する。

② 事務局員

事務局員は、地震・防災課職員及び総務課職員と事務局長が指名する職員をもって充てる。

(8) 初動班

① 本部長は、勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、初動班を設置する。

② 初動班は、事務局長及び防衛部長が指名する職員をもって充てる。

③ 初動班は、災害対策本部の活動体制が整うまでの初期組織とし、注意準備体制の事務に従事する。

(9) 指定避難所運営班

① 本部長は、指定避難所の開設及び運営を行うため、指定避難所運営班を設置する。

② 指定避難所運営班は、地方部長及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

③ 指定避難所運営班は、避難収容人数に応じて配備するものとし、風水害須崎市災害対策配備計画（避難所）の職員を基本に、指定避難所の開設及び運営の事務に従事する。

(10) 各部の組織並びに分掌事務

災害対策本部に部を、部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、次のとおりとする。

部 名	班 名	所 掌 事 務
総 務 部	総 務 班	職員の動員、配備に関すること。
		市庁舎等の被害調査及び応急復旧に関すること
		施設の保全に関すること。
		部門内の総合調整に関すること。
		公用車の管理及び配車に関すること。

		緊急資材、物品の調達に関する事。
		災害見舞金、視察者に関する事。
		災害関係経費の支出に関する事。
		災害の予算編成、財政関係に関する事。
		義援金品の受付、配分に関する事。
	調査班	職員の動員、配備に関する事。
	調査班	被災者並びに被災状況の調査に関する事。
	調査班	罹災証明の発行に関する事。
	調査班	災害に伴う税の減免に関する事。
	調査班	応急救助及び危険箇所の調査に関する事。
渉外部	情報班	職員の動員、配備に関する事。
		情報の収集、伝達、記録整理に関する事。
		部門内の総合調整に関する事。
		災害関係の取りまとめ及び報告に関する事。
		災害記録の作成に関する事。
	広報班	職員の動員、配備に関する事。
		災害関係の広報に関する事。
		報道機関への情報提供、連絡調整に関する事。
市民生活部	救援物資班	職員の動員、配備に関する事。
		部門内の総合調整に関する事。
		義援・救助物資の確保・受入れ・輸送・配給に関する事。
		災害援護資金の貸付けに関する事。
	食糧班	職員の動員、配備に関する事。
		指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営（食糧運営）に関する事。
		被災者、救助活動者に対する食料の供給に関する事。
		食糧の確保に関する事。
		被災市民の相談に関する事。
	環境衛生班	職員の動員、配備に関する事。
		遺体収容所の開設（確保）に関する事。
		埋火葬に関する事。
		ゴミ収集車両の配備編成に関する事。
		被災地の清掃、消毒に関する事。
		し尿の非常処理計画に関する事。

保健福祉部	要配慮者対策班	職員の動員、配備に関する事。		
		要配慮者、福祉施設、保育園の被害調査等に関する事。		
		福祉避難所に関する事。		
	医療救護班	職員の動員、配備に関する事。		
		部門内の総合調整に関する事。		
		医療救護活動の総合調整に関する事。		
		薬業協会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。		
		医療品、衛生材料等との調達、保管に関する事。		
		傷病者の収容看護に関する事。		
		被災者の衛生状態の調査に関する事。		
		被災地の防疫等、保健衛生活動に関する事。		
産業部	商工班	職員の動員、配備に関する事。		
		観光施設等の被害調査に関する事。		
		被災商工業者に対する融資等に関する事。		
		商工施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。		
	農林水産班	職員の動員、配備に関する事。		
		部門内の総合調整に関する事。		
		農地・農業施設及び林業施設の被害調査及び災害対策に関する事。		
		農畜産物の被害調査及び災害対策に関する事。		
		耕地の排水対策に関する事。		
		被災農林業者に対する融資等に関する事。		
		水産・漁港施設の被害調査及び災害対策に関する事。		
		被災漁業者に対する融資等に関する事。		
		応急部	建設班	職員の動員、配備及び情報収集に関する事。
				部門内の総合調整に関する事。
障害物の除去、道路交通網の確保に関する事。				
建設業者への応援要請に関する事。				
災害対策用機材の確保に関する事。				
急傾斜地の崩壊対策に関する事。				
交通規制等応急交通対策に関する事。				
公園施設の被害調査及び災害対策に関する事。				
土木施設の被害調査及び災害対策に関する事。				
土木施設の災害応急・復旧対策に関する事。				
下水道施設の被害調査及び災害対策に関する事。				

		下水道施設の災害応急、復旧対策に関すること。
		排水施設の運転管理に関すること
	水道班	職員の動員、配備に関すること。
		応急給水対策に関すること。
		水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
	住宅班	職員の動員、配備に関すること。
		市営住宅の応急対策に関すること。
	建築班	被災住宅の応急対策に関すること。
教 育 部	学校教育班	学校施設の被害調査及び災害対策に関すること。
		職員の動員、配備に関すること。
		児童生徒の避難対策に関すること。
		被災児童生徒の救護に関すること。
		被災学校施設及び被災児童の授業に関すること。
		災害救助法に基づく学用品の給与に関すること。
	生涯教育班	生涯教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。
		職員の動員、配備に関すること。
		部門内の総合調整に関すること。
		文教関係義援金の受理及び配分に関すること。
防 衛 部	第1防衛班	情報収集、巡視警戒に関すること
		防災、人命救助に関すること
		応急救助及び危険箇所の調査に関すること。
		消防、水防、その他災害応急措置に関すること
	初動班	避難指示、誘導に関すること
	第2防衛班	情報収集、巡視警戒に関すること
		避難指示、誘導に関すること
		防災、人命救助に関すること
		応急救助及び危険箇所の調査に関すること。
		消防、水防応急措置に関すること
地 方 部	指定避難所運営班	管内情報の収集、報告、本部との連絡に関すること。
		消防分団との協調及び管内巡視に関すること。
		避難命令、指示の伝達に関すること。
		本部に対する応援要請に関すること。
		指定避難所（学校、公民館等）の開設に関すること。
		指定避難所の管理運営に関すること。

		管内被害の速報に関する事。
		管内危険箇所の応急対策に関する事。
事務局	初動班	本部長の指示、命令に関する事。
		職員の動員、配備に関する事。
		災害対策本部の運営に関する事。
		情報の受領、伝達に関する事。
		通信機材の被害調査及び応急復旧に関する事。
		県並びに関係機関との連絡調整に関する事。
		他の公共団体等への応援要請に関する事。
		その他災害対策全般に関する事。
		災害救助法の申請に関する事。
		自衛隊の災害派遣の要請に関する事。
		防災無線の保守管理に関する事。
		連絡会議に関する事。

①各部各班の任務は、本配備表の通りであるが、業務の緊急性に応じ、本部長の指示により随時他の部及び班の業務を応援するものとする。

②各部各班の任務は、主たる任務に掲げるもののほか、須崎市行政組織規則（昭和46年須崎市規則第16号）に定める事務分掌より処理するものとする。

③災害の規模により、この配備によることが実情に適合しないと認める場合は、部長において本部長の承認を得て、班の編成替え及び職員の増減を行うことができる。

④この配備表に定めない事項で、必要があると認めるものについては、災害対策本部会議（本部長、副本部長並びに部長で構成）で決定する。

なお、軽易な事項については、各部長において専決処分することができるものとする。

(11) 災害対策本部会議

災害応急対策の実施について協議するため、災害対策本部に災害対策本部会議を置く。

①構成

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部長が指名する職員をもって組織する。

②所掌事務

災害対策本部会議の所掌事務は、別に定める。

③招集

災害対策本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長にあたる。

第2節 組織動員計画

1 動員計画

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害の態様、規模を勘案し、必要な人員を配備する。

動員指令は、災害対策本部開設前には市長、開設後には本部長の命によって行うものとする。

2 配備体制

職員の配備体制については、以下のとおりとする。

1. 非常配備体制

市域において災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生したときは、非常配備体制表に従い速やかに職員を配備するものとする。

2. 非常配備動員体制の配備基準等

配備区分	配備基準	配備対象職員
注意体制	・市域に気象警報が発表され、災害発生が予想される場合	地震・防災課職員 関係課職員
準備体制	・市域の気象状況が悪化する恐れのある場合 ・その他、市長が必要と認める場合	災害対策本部 各部長
災害対策本部の設置	・市域に気象警報が発表され、相当規模の災害発生が予想される場合 ・災害が局地的である場合及び比較的軽微な規模で発生した場合 ・河川管理者による洪水予報又は水防警報が伝達された場合 ・その他、本部長が必要と認める場合	非常配備体制表 1次配備職員
	・市域に気象警報、又は特別警報が発表され、大規模な災害発生が予想、かつ災害発生が確実と判断される場合 ・局地災害であっても、特にその地域に甚大な被害をもたらすことが予想される場合 ・その他本部長が必要と認める場合	非常配備体制表 2次配備職員 (全職員)

3 配備職員の動員

1. 勤務時間内の対応

災害対策本部事務局は、配備基準の要件となる情報を受信した場合は、市長（本部長）において部長会議を招集し、各配備区分による配備体制を伝達し、出動を命ずる。

(1) 1次又は2次配備指令

1次又は2次配備に係る配備基準情報が伝達された場合、1次又は2次配備を構成する各部の関係課長（各部長）は、あらかじめ指定した職員に指令する。

2. 勤務時間外の対応

市長（本部長）の命を受けて地震・防災課長（事務局長）は、関係課長（各部長）に登庁を求め、状況を検討して各配備区分に従い、各副部長及び各班長を招集する。招集命令を受けた班長は、各班員を迅速に招集する。

3. 職員の参集場所

参集場所は災害対策本部又は各配備部署とし、参集できない場合は各自の居住地又は最寄りの地方部とする。

4. 参集した職員の確認等

各部長は、各班長から参集した職員の氏名の報告を受けて後、総務部長まで報告しなければ

ならない。

5. 参集できない場合の指示

招集命令を受けた職員が、道路事情その他の事由により参集することができない場合は、所属部長又は班長にその事由を報告し、指示を受けるものとする。

6. 招集の方法

第1次、第2次配備命令の伝達は、防災行政無線、サイレン、電話、メール招集によるものとするほか、テレビ、ラジオを利用して招集することがある。

4 被害の調査並びに報告

1. 各部長は、処理すべき任務並びに業務について、被害の状況を調査し、総務部長に報告しなければならない。また、報告書は、別に定める様式によるものとする。なお、被害調査については、必要に応じ他の部長等に協力を求めるものとする。
2. 通信手段の途絶等により、被害情報等の報告が十分なされない場合は、県に調査のための職員の派遣やヘリコプター等の機材の協力を求めるなど、各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

第3節 避難勧告等（「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」及び避難誘導計画

風水害等の災害時における住民等の生命・財産等の安全を確保するため、気象警報、土砂災害警戒情報等を住民に周知するとともに、避難の勧告等を発令して、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるとともに、指定避難所等を開設する。これらについては、特に重要であり時機を失わないよう留意するものとし、そのほか避難に必要な措置と運営についての措置を定める。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）

市長は災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための準備情報「避難準備・高齢者等避難開始」、立ち退きの「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を行うものとする。

実施責任区分は、次表のとおりであるが、市長の行う避難の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）についても緊急を要する場合は当然予想されるので、市職員及び消防職員等が避難勧告等を行い得るよう、市長の権限の一部を委任させることを考慮するものとする。

実施者	種類	災害の種類	措置及び方法	根拠法
市長	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	災害全般	災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための避難準備・高齢者等避難開始、立ち退きの避難勧告又は避難指示（緊急）をするとともに、必要があると認めるときは、あわせて立ち退き先を指示する。	防災基本計画 災害対策基本法 第60条 地方自治法 第153条第1項

警察官 海上保安官	避難 指示 (緊急)	災害全般	市長が避難指示(緊急)をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを避難指示(緊急)することができる。	災害対策基本法 第61条
知事又はその命を受けた吏員	避難 指示 (緊急)	洪水 高潮 地すべり	洪水又は高潮の氾濫及び地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のための立退くべきことを避難指示(緊急)する。	水防法 第29条 地すべり等防止法 第25条
自衛官	避難 指示 (緊急)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官等がその場にはいない場合に限り、居住者に対し避難のための立退きを避難指示(緊急)する。	自衛隊法 第94条
水防管理者 (市長)	避難 指示 (緊急)	洪水 高潮	洪水又は高潮の氾濫及び地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のための立退くべきことを避難指示(緊急)する。	水防法 第29条

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)が発せられる場合

市長は、原則として「避難準備・高齢者等避難開始」、又は「避難勧告」を行うものとし、急を要するときは「避難指示(緊急)」を行うものとする。

災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、可能な限り危険地域の住民に対し避難準備・高齢者等避難開始、又は避難勧告を行う。また、危険の切迫度、避難の状況等により急を要するときは、避難指示(緊急)を行う。

1. 気象台から大雨、暴風、高潮など気象、地象、水象に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
2. 県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報が発せられて避難を要すると判断されるとき。
3. 関係官公署から豪雨、台風、高潮など災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。
4. 河川がはん濫注意水位を突破し、洪水の恐れがあるとき。
5. 地すべり、山くずれ、がけくずれにより著しい危険が切迫しているとき。
6. 火災が発生し、気象状況その他により、火災が拡大する恐れがあるとき。

3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)区分の基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報等の防災情報を用いた客観的・具体的な判断と今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

また、特別警報が発表された場合は、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるか再度確認する。

なお、土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難勧告等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域(状況に応じてその周辺区域も含めて)に避難勧告等の発令を検討する。

■ 新荘川外水氾濫等

区域等	新荘川水位観測所 下郷地点	確認注意事項等		
対象地区	須崎市岡本地区・西町地区 (河口周辺地区含む) 想定避難場所 新荘小学校 人権交流センター 須崎公民館 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">徒歩 約15分 以内</td> </tr> </table>	}	徒歩 約15分 以内	○最寄りの避難所3箇所までの距離は遠いところでも1km程度であり、徒歩15分程度で避難可能。 ○水防団待機水位2.5m ○氾濫注意水位3.0m
}	徒歩 約15分 以内			
避難準備・高齢者等避難開始	○下郷地点で水位3.00mに達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合(*) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>*今後の水位予測については、上流の雨量計及び気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行なうこととする。 また、対象地区は潮汐の影響を受けるため満潮時間帯及び台風の勢力・接近状況も勘案する必要がある。</p> </div> <p>(なお風雨が強まる恐れがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難準備・高齢者等避難開始発令を事前に検討。)</p>	○上流津野町葉山地区で降った雨が約1時間後に下郷水位観測地点に到達すると推測 ○上流津野町葉山地区において、時間雨量50mm程度の降雨があると、下郷地点で約30~50cm程度の水位上昇が見込まれる。 ○対象地区は下郷地点より下流2km付近河口部であり、潮汐の影響を受けるために須崎港潮位を勘案する必要がある。		
避難勧告	○下郷地点で水位3.60mに達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合(*) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>*今後の水位予測については、近隣の雨量計及び気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行なうこととする。 また、対象地区は潮汐の影響を受けるために満潮時間帯及び台風の勢力・接近状況等も勘案する必要がある。</p> </div> ○巡視等により越水・破堤の危険があると判断した場合。 ○地区住民等より通報等があった場合。 ○河川管理施設の異常(漏水等破堤につながる恐れのある被災等)を確認。 (なお、風雨が強まる恐れがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難勧告発令を事前に検討。)	○新荘川においては、本川水位上昇に起因する内水氾濫については、田や畑以外は発生しない。 ○氾濫危険水位3.60m <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>避難勧告等を発令した場合の広報手段については、防災行政無線及び広報車等により周知を行なうこととなる。</p> </div>		

避難指示（緊急）	<p>○避難勧告発令後に、さらに水位上昇が見込まれた時点で、四国電力変電所付近において、目視を行なった上で、危険と判断した場合。</p> <p>*今後の水位予測については、上流の雨量計及び気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行なうこととする。また、対象地区は潮汐の影響を受けるために満潮時間帯及び台風の影響・接近状況等も勘案する必要がある。</p> <p>○破堤を確認</p> <p>○河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認</p>	
----------	---	--

■ 桜川外水氾濫等

区域等	桜川水位観測所 桜川（神田地区）地点	確認・注意事項等
対象地区	<p>須崎市小浜地区</p> <p>想定避難場所 吾桑公民館</p> <p style="text-align: right;">} 徒歩 約5分 以内</p>	<p>○最寄りの避難所1箇所までの距離は遠いところでも0.5km程度であり、徒歩5分程度で避難可能。</p> <p>○水防団待機水位1.8m</p> <p>○氾濫注意水位2.3m</p>
避難準備・高齢者等避難開始	<p>○桜川水位観測所地点で水位2.30mに達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合（*）</p> <p>*今後の水位予測については、近隣の雨量計及び気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行なうこととする。</p> <p>（なお風雨が強まる恐れがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難準備・高齢者等避難開始発令を事前に検討。）</p>	<p>*対象地区は桜川水位観測所地点（神田地区）より上流1.5km付近の小浜地区</p>
避難勧告	<p>○桜川水位観測所地点で水位2.5mに達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合（*）</p> <p>*今後の水位予測については、近隣の雨量計及び気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行なうこととする。</p> <p>○巡視等により越水・破堤の危険があると判断した場合。</p> <p>○地区住民等より通報等があった場合。</p> <p>○河川管理施設の異常（漏水等破堤につながる恐れのある被災等）を確認。</p>	<p>○氾濫危険水位2.50m</p> <p>避難勧告等を発令した場合の広報手段については、防災行政無線及び広報車等により周知を行なうこととなる。</p>

	(なお、風雨が強まる恐れがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難勧告発令を事前に検討。)	
避難指示 (緊急)	<p>○避難勧告発令後に、さらに水位上昇が見込まれた時点で、小浜地区桜川橋付近において目視を行なったうえで、危険と判断した場合。</p> <p>今後の水位予測については、近隣の雨量計及び気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行なうこととする。</p> <p>○破堤を確認</p> <p>○河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認</p>	

情報の入手先 河川水位・雨量情報：高知県総合防災情報システム
雨量情報：高知地方気象台（０８８－８２２－８８８１）
巡視・道路情報等：高知県須崎土木事務所（０８８９－４２－１７００）

1. 避難準備・高齢者等避難開始

- (1) 新荘川流域（岡本・西町・河口周辺地区）の避難準備・高齢者等避難開始の基準は新荘川外水氾濫等の避難基準のとおりとする。
- (2) 桜川流域（吾桑小浜地区）の避難準備・高齢者等避難開始の基準は桜川外水氾濫等の避難基準のとおりとする。
- (3) その他の河川で、氾濫等の恐れが予想されるとき。
- (4) 大雨警報（土砂災害）され、土砂災害判定メッシュ情報で大雨の土壌雨量指数基準を超過し、人身、土地、建物等に災害の発生が予想されるとき。
- (5) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

2. 避難勧告

- (1) 新荘川流域（岡本・西町・河口周辺地区）の避難勧告基準は新荘川外水氾濫等の避難基準のとおりとする。
- (2) 桜川流域（吾桑小浜地区）の避難勧告基準は桜川外水氾濫等の避難基準のとおりとする。
- (3) 御手洗川（その他の河川を含む）が、堤防断面積の８０％の水位を超え、その他亀裂等で危険が予想されるとき。
- (4) 火災が発生し、その状況により延焼の見通しが大となったとき。
- (5) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (6) 土砂災害の前兆現象が発見され、災害の発生が予想されるとき。
- (7) 大雨警報発表時に記録的短時間大雨情報が発表された場合や過去の災害発生状況等から判断し、人身、土地、建物等に災害が発生する恐れがあるとき。
- (8) 気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１３条の２に基づく、特別警報が発表されたときは、避難勧告の対象区域を広げるなどの検討を行う。

3. 避難指示 (緊急)

- (1) 河川の堤防の決壊が確定的となったとき。
- (2) 火災が大火となり、大きな被害が発生すると予想されたとき。
- (3) 土砂災害（がけくずれ、地すべり、山くずれ等）により、生命、財産に被害が起こるこ

とが予想されるとき、また現に発生したとき。

- (4) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
- (5) 気象業務法第13条の2に基づく、特別警報が発表されたときは、避難指示の対象区域を広げるなどの検討を行う。

4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の実施

避難勧告等は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。また、避難が必要となった状況が夜間や早朝であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。

1. 避難勧告等の市民への伝達事項

- (1) 避難勧告等の発令者
- (2) 対象地域又は地区
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難勧告等の理由
- (6) その他の注意事項

2. 避難勧告等の伝達方法・手段

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、防災行政無線の放送により伝達する。
- (2) 広報車、消防車両、職員等により伝達を行うとともに、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により直接、避難勧告等を伝達する。
- (3) テレビ、ラジオ等により避難勧告等の周知を図るため、報道関係機関に依頼し伝達する。
- (4) サイレン等により伝達する。
- (5) 伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (6) 住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。

5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の報告

1. 市長が、避難勧告等を行った場合は、知事へ報告するとともに、必要な場合は、所轄の警察署に通報するものとする。
2. 市長以外の者が避難勧告等を行った場合は、直ちに市長に報告し、市長は報告を受理した後、1に準じ報告するものとする。

6 避難方法、誘導・支援等

1. 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、消防、警察、防災関係機関、地元自治会組織、自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるように組織的な避難誘導を行う。
2. 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の公民館等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
3. 避難にあたっては、緊急に避難を要する地域から避難させるものとし、乳幼児、高齢者、傷病者、障がい者、要介護者等を優先し、配慮に努めて避難させるものとする。また、避難誘導・支援等は、各関係機関及び団体等で定められたマニュアルに基づき、避難誘導者・支援者自身の安全に留意して活動を実施する。
4. あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるようなときは、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険なときは、屋内の上階や崖から離れた部屋に移動するなど、自身の安全確保に努めるものとする。
5. 避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えるものとする。

7 指定避難所の開設等

1. 災害の発生が予想される場合や避難勧告等により、住民が避難場所へ自主避難を開始した場合は、直ちに担当職員を派遣し、避難行動の支援や指定避難所の開設等の措置を行う。また、動物の同行避難ができる避難所についても開設に努める。
2. 災害により住居を失った被災者を収容する必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所のうちから、その災害の状況、地域性に応じて選定し、直ちに担当職員を派遣し施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。また、避難施設の使用等について、あらかじめ施設管理者と協議するなど、指定避難所開設及び運営等のマニュアルを作成し、訓練に努めるものとする。なお、マニュアルについては、被災者の生活の場となることを踏まえ、良好な生活環境が確保される事項を記載するように努めるものとする。

第4節 災害時応援要請計画

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは、住民の生命・財産の保護など十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公共団体や民間団体など広域的な応援による災害対策についての措置を定める。

1 防災関係機関等に対する応援体制

本部長は、地震の規模や災害の規模、及び初動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧活動を実施するにあたり、本市だけの対応では困難と判断した場合は、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関等に対して応援の要請を行うものとする。

【防災関係機関応援要請の体系】

1. 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあっせん）
2. 災害対策基本法第68条（都道府県知事に対する応援の要求等）
3. 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
4. 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
5. 地方自治法第252条第17項（地方公共団体相互間の職員派遣）
6. 消防組織法第39条（市町村の消防の相互応援）
7. 災害対策基本法第68条の2第（災害派遣の要請の要求等）
8. 自衛隊法第83条（災害派遣）

2 応援（派遣）要請

災害時に県、他市町村、関係機関等に対し、応援（派遣）の要請を行う場合は、下記の必要事項のほか、関係法令若しくは協定書に記載された事項に基づき行うものとする。

1. 災害の原因及び被害の状況
2. 必要とする応援の内容及び理由
3. 必要とする応援の人員、資機材、期間、場所
4. 応援場所及び応援場所への経路
5. その他必要な事項

第5節 自衛隊の災害派遣要請計画

市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合は、住民の生命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため、急を要し、かつ、市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、県知事に対して自衛隊の災害派遣を次の事項を記載した文書で要

請する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがない時は、電信・電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

記載事項

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項

また、本部長は、災害に際し、特に緊急を要し、かつ県知事に対する要請を行うことができない時は、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

1 災害派遣部隊の受入れ

県知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し災害派遣部隊の受入れに万全を期する。

1. 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を確保すること。
2. 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
3. 部隊到着後速やかに活動が開始できるように、派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保についての計画を立てること。
4. ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示など着陸に必要な準備をすること。

2 災害派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、必要な措置をとる。

なお、派遣部隊到着後、必要に応じて次の事項を県に報告する。

1. 派遣部隊の責任者の職、氏名
2. 隊員数
3. 撤収予定日時
4. 従事している作業内容及び進捗状況

3 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を次の事項を記載した文書で行う。

1. 災害の終末又は推移の状況
2. 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数
3. 撤収日時
4. その他必要事項

4 費用の負担区分

1. 派遣部隊の装備及び携行品（食料・燃料・衛生材料等）以外に必要とする物品は、すべて市において負担する。
2. 市が必要品を所有していない場合において、部隊が使用した消耗品等は、部隊の回収に充てる。
3. その他細部の経費の負担等については、あらかじめ市長と派遣部隊の長との間で協議する。

第6節 災害情報・被害状況等の収集報告及び伝達計画

1 情報及び被害状況等の収集

災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と密接な連絡を取り、次の事項に重点を置き、全市的な被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、防災行政無線等により逐次災害対策本部に報告する。

1. 災害発生直後

- (1) 庁舎、施設、設備等の損壊状況
- (2) 周辺建物の倒壊状況
- (3) 火災の発生状況、延焼状況
- (4) 人命危険の有無及び避難の状況
- (5) 住民の動向
- (6) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (7) 被災者の状況
- (8) その他災害対策上必要な事項

2. 災害発生後、数時間経過後

- (1) 被害状況
- (2) 災害に対し既に行った措置
- (3) 災害に対し今後取ろうとする措置
- (4) その他災害対策上必要な事項

2 情報の収集・伝達

災害時における情報の収集・伝達は重要であり、「高知県総合防災情報システム及び公共情報コモンズ」や防災行政無線等の活用により的確に早く収集するように努める。

1. 気象台、その他関係機関の発する予報等は災害対策本部が設置されているときは災害対策本部が、その他の場合は地震・防災課長又は当直者が受領し、内容に応じた適切な措置をとる。あらかじめ定められた者（防災担当者）に伝達する。なお、火災気象通報は、高知県からの一斉通報により消防署において受領する。
2. 孤立地域や指定避難所等の情報収集については、簡易無線機、衛星携帯電話等により行うとともに、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用した情報収集手段の整備を図る。
3. 地震・防災課長は、前記の予報等を受領し、必要と認める場合は速やかに市長、副市長、各部長及び消防長に報告するとともに関係各課に伝達する。地震・防災課長から伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに関係出先機関へ伝達する。

3 情報等の受領責任者

1. 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部設置前は地震・防災課で行い、災害対策本部設置後は災害対策本部総務部で受領する。
2. 地区防災の拠点として、地方部が設置された場合、所轄区域内の災害に関する情報は、すべて災害対策本部に通報する。
3. 情報等の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各部に連絡する。

4 情報の種類

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

1. 避難の準備情報、勧告、指示
2. 避難の状況
3. 人的、物的被害状況
4. 防災関係機関の防災対策の実施状況
5. 交通機関の運行及び道路状況

5 住民への周知

警戒が発せられたときは、住民の自主的な避難行動を促すため、直ちに防災行政無線、サイレン等により地域住民に伝達するものとする。また、多様な伝達手段を活用し、情報を提供する仕組みを構築する。

6 県知事への報告等

各部長は、災害対策本部解散にあたり、速やかに確定した被害状況、応急措置の状況及び損害見積額についてとりまとめ、文書で総務部長に報告する。その後において、市長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は、「高知県地域防災計画」により行う。

1. 市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき又は、発生する恐れがあるとき並びに避難等応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告するものとする。

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 被害の状況、応急措置の概要
- (4) その他参考となる事項

2. 中間報告及び確定報告

被害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計の都度、報告するとともに、被害が確定したときは、遅滞なく確定報告を行うものとする。

3. 被害の分類認定基準

被害状況等報告にかかる人及び住家、その他被害程度の認定は、災害救助法による被害状況認定基準による。

第7節 救急・救助計画

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対し、その者を保護するための措置を定める。

1 人命救助活動

災害対策本部が設置されている場合は、防衛部が出動する。災害対策本部が設置されていない場合は、消防署・消防団が出動する。

2 資機材の確保

救助に必要な資機材は、原則として市が携行するとともに、必要に応じ、民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

3 関係機関との連携

大規模災害時には、消防署や災害対策本部の活動が中心になるが、救助隊を組織できる関係機関等との連携が重要である。

このため、自衛隊、高知海上保安部、高知県警や救助用の建設資機材を有する建設業者、医療活動を行う医療機関との連携を密にして、的確な救助活動ができるよう体制の整備を図る。

4 被災建築物・宅地の応急危険度判定

被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊による二次災害を防止するための措置を定める。

1. 被災した建築物が安全かどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。
2. 被災した宅地が安全かどうかの判定活動について、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。また判定実施計画に基づき判定を実施するものとする。

第8節 交通対策計画

災害により市の管理する道路施設が決壊、流出、埋没、その他により交通が途絶した場合の応急対策についての措置を定める。

1 道路施設の応急対策

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するため、道路、橋梁について重点的に実施する。

1. 道路の啓開等

(1) 道路管理者やその他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送道路の早期確保に努める。

また、併せてライフライン確保や応急対策等に必要な道路等の啓開についても努めるものとする。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2. 道路、橋梁等の応急工事

道路の決壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等で、比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

3. 応急対策が比較的長期の期間を要する場合は、一時的付替え道路を開設する。

4. 応援要請

災害の状況により応急処置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とする場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行い、応急復旧を図る。

第9節 障害物除去計画

災害により、住居又はその周辺に運ばれ生活に支障をきたす障害物や、交通の支障となる道路上の障害物の除去についての措置を定める。

1 道路上の障害物の除去

1. 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が実施する。

2. その他の施設（工作物）の除去は、その施設の所有者又は管理者が実施する。

3. 所有者、管理者で実施困難な場合は、関係機関が応援する。

2 住居等の障害物の除去

1. 居室、炊事場など生活に欠くことのできない最小の部分。
2. 自らの資力をもって障害物を除去できない場合。

3 除去の方法

1. 道路交通を緊急に確保する範囲内で実施する。
2. 住居内の障害物については、必要最小限度の日常生活を営み得る状態にする。

4 労力、資材、機材の調整確保

災害の規模に応じ、須崎市建設協会、県など関係機関の応援を求めるものとする。

5 除去した障害物の集積場所

公用地であって交通並びに市民生活に支障のない場所を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合は、私有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。

第10節 輸送計画

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機材、燃料等を迅速かつ確実に輸送するための措置を定める。

1 輸送体制の確立

1. 陸上輸送

(1) 輸送手段の確保

- ①市有車両の活用
- ②民間車両の協力要請
- ③JRの利用
- ④自衛隊への支援要請
- ⑤県への要請及び調達、斡旋依頼

(2) 緊急輸送車両の確認

- ① 災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両
- ② 災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送車両は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定により、緊急輸送車両の確認後、県知事、公安委員会より総理府令で定める様式の標章及び証明書の交付を受け、車両の前面の見えやすい箇所に掲示するものとする。

2. 航空輸送

- (1) 航空輸送は原則として、自衛隊への支援要請により行うものとする。
- (2) 高知県の消防・防災ヘリの活用を行う。
- (3) 必要に応じ、民間機の協力要請を行う。
- (4) 県への要請及び調達、斡旋依頼を行う。

3. 海上輸送

陸路が途絶した場合、大量の被災者、緊急物資の輸送に際しては、自衛隊又は高知海上保安部の所属船に出動を要請するものとする。

2 緊急輸送の内容

1. 医薬品、医療資機材
2. 食料、その他生活必需品
3. 応急復旧対策に必要な資機材、燃料
4. 災害対策要員の輸送
5. その他緊急に輸送を必要とするもの

3. 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第11節 応急仮設住宅及び応急修理計画

災害救助法が適用された災害により、住宅を失い又は破損のため居住することができなくなった者に対し、自己の資力で住宅の再建又は応急修理のできない被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理についての措置を定める。

1 応急仮設住宅

1. 実施責任者

市長。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任に基づき市長。

2. 応急仮設住宅の建設

(1) 住家が全壊（焼）又は流出して滅失し居住する住宅がなく、自らの資力で再建不能な者に対して、応急仮設住宅を建設する。

(2) 応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障がい者等災害時要配慮者に配慮した構造、設備とする。

(3) 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。

3. 資材等の確保

(1) 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県及び市が斡旋するものとする。

(2) 資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国に資機材の調達を要請する。

4. 設置場所

応急仮設住宅の用地は、原則として当面利用目的が決まっていない公共用地、公園等又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとする。また、長期避難者の滞在が可能な施設等を建設するための用地について選定・確保に努める。

5. 建物の構造及び規模等

災害救助法による救助の程度、方法等については関係法令等の定めによる。

6. 設置期間

災害発生の日から20日以内に着工し、供与期間は建築工事が完了した日から2年以内とする。

7. 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。

8. 広域的な避難

市域で確保できない場合は、県及び近隣自治体等に支援を要請するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の被害住宅の応急修理

1. 対象世帯の選定

住家が半壊（焼）し、自らの資力では、日常生活に欠くことができない部分についての応急修理することができない者を対象とし、災害救助法で定める範囲を原則とする。対象世帯の選定にあたっては、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。

2. 応急修理箇所の範囲

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、屋根、居室、炊事場、便所など必要最小限の部分とする。

3. 応急修理期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

第12節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害対策に従事する者等に対する応急食糧等の供給並びに炊き出しについての措置を定める。

1 実施責任者

被災者及び災害対策に従事する者に対する応急食糧の供給並びに炊き出し等は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行う。

2 応急供給の対象

災害発生時における食糧の応急供給は、災害の状況について必要と認めた場合、被災者等に対し供給するもので、次の場合に行う。

1. 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
2. 供給機関による通常の供給ができない場合。
3. 救助作業及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合。（注：災害救助法の適用にならない。）

3 応急供給品目

応急供給品目は原則として米穀とし、実情に応じて、パン類、麺類、缶詰、インスタント食品とする。また、乳幼児のミルク、牛乳等の給与も配慮する。

4 食糧の確保

調達先は、原則としてあらかじめ協定した業者とする。これによって調達できないときは、他の業者から調達し、又は県に対して協力を求めるものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月19日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づくものとする。

5 炊き出し

避難収容施設で炊き出し可能な施設又は市内の給食可能な施設に協力を要請し、炊き出しを実施する。市において実施が不可能な場合は、日赤奉仕団、婦人会等に依頼する。

第13節 飲料水供給計画

災害時において飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、供給するとともに飲料水の確保についての措置を定める。

1 実施責任者

市長。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任に基づき市長。

2 給水方法

須崎市単独で実施困難な場合は、近接市町村、県その他関係機関の応援を求める。水道班は、給水を迅速的確に行うために、関係部の協力を求めて実施する。

3 水道施設の応急復旧

水道施設を速やかに復旧し、飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等と十分連絡調整を行い、応急復旧要員の確保を図り、迅速な工事を実施するため、被害状況による応急復旧対策に万全を期す。

1. 被害の全容を把握することに努め、災害の発生状況に応じ、送水を停止するなど必要な措置を講じる。
2. 応急拠点給水、仮設配水管を布設し応急給水を速やかに行う。
3. 幹線を優先し、主要な送配水管の順次復旧を図る。
4. 給水管の復旧については、避難施設、病院、学校、その他公共施設等から順次行う。
5. 応急復旧に必要な資機材の確保とともに、応急給水に必要な給水機器（浄水器）の完備や給水車の確保に務める。

4 広報活動

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、又は断水の恐れが生じたとき、住民に対して防災行政無線等により周知する。

第14節 被服等生活必需物資の供給計画

災害時における生活上必要な被服、寝具その他日用品等をき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給与又は貸与することについての措置を定める。また、生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、その際には、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

1 実施責任者

市長。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任に基づき市長。

2 供給対象者

住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 被服等生活必需物資の供給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、必要と認めた最小限度のものとする。

1. 被服、寝具及び身の回りの品
2. 日用品
3. 炊事用具及び食器
4. 光熱材料
5. その他

4 被服等生活必需物資の配布

被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区民生委員等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

第15節 医療救護応急計画

被災地の住民に対し、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、「高知県災害時医療救護計画及び須崎市災害時医療救護計画」に基づき、医療機関や医療関係団体と緊密な連携を図り、医療（助産を含む）救護対策についての措置を定める。

1 救急救助活動

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、住民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。

2 医療救護活動

市災害対策本部は、災害拠点病院（須崎くろしお病院）、救護病院（高陵病院）等と連携し、被災現場及び医療救護所において、医療にあたるものとする。

3 医療救護所の設置

被災の状況等を判断して、救護所の設置が必要と認められる時は、災害現場に医療救護所を設置する。

医療救護所設置場所は、資料16のとおりとし、災害規模等を考慮して、他の設置場所も検討・選定しておくものとする。

4 医療救護チームの編成

医療救護チームは、医師、看護師及び医療救護所班員で構成し、それぞれの役割は次のとおりとする。

1. 医師
医療救護の統括（業務全般）
2. 看護師
負傷者の処置（トリアージを含む）
医薬品及び医療用資機材の管理
3. 医療救護所班員
負傷者の記録等の整理
救護所の設営、管理、運営

連絡調整業務（情報収集を含む）
重傷者の搬送
各種報告書の作成
医薬品及び医療用資機材の管理・調達

5 医薬品・医療用資機材等の確保

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び医療用資機材は、市内医療機関の備蓄により対応するとともに、高知県薬剤師会高陵支部との「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」に基づく供給申請を行い、調達するものとする。

6 県等に対する応援要請

災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県、高知県医師会、郡市医師会及び日本赤十字社高知県支部等に支援要請を行う。

第16節 感染症予防計画

災害の被災地域においては、衛生条件の悪化により、感染症等の発生が多分に予想されることから、これを防止するため早急に、感染症予防及び保健衛生の応急対策についての措置を定める。

1 感染症予防対策を必要とする衛生地域の把握並びに薬剤等の配布

感染症等の発生、又は発生が予想される被災地域を迅速に把握し、消毒剤・散布用機器・運搬器具等の確保を図り、消毒に対し万全を期する。

2 感染症対策班の編成

1. 被災地の感染症予防対策を迅速かつ的確に実施するため、保健所等の協力により感染症対策班を編成する。
2. 災害の規模等により班員不足の場合は、県、関係機関等に協力を依頼する。

3 感染症予防の方法

1. 避難場所、浸水地域など衛生条件の悪い地域を診療班と協力し、健康調査、健康相談及び水質検査を実施し、患者の早期発見、被災地の感染症の発生状況及び住民の健康状態を把握する。
2. 被災地の感染症の発生を予防するため、必要に応じ県と協力し予防接種を実施する。
3. 被災地域で衛生状況の悪化が予想される床上浸水等に対しては、速やかに消毒剤を配布し、家屋の洗浄、便所等の消毒及び食器等の消毒について感染症予防の指導を行なう。
4. 消毒に必要な資材、薬剤等は、市内において現地補給を行うが、不足する場合は、県、関係機関等に協力を依頼する。

4 感染症患者等に対する措置

多数の感染症患者が同時に発生した場合は、患者の緊急度や重症度に応じて適切な応急処置や搬送を行うために患者の治療優先順位を決定し、県と連携して収容可能な医療機関に搬送する。

5 保健衛生対策

1. 生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、避難所等の適切な衛生状態の

維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

2. 被災後の精神的動揺に対するケアを行うために健康相談を行う。

3. 要介護者、障がい者（児）、高齢者、妊産婦、乳幼児等の災害時要配慮者に対しては、健康相談や保健指導を優先的に実施する。

6 食品衛生の監視

食品衛生の監視については、県の権限に属するので保健所に依頼する。

第17節 ゴミ及びし尿の収集処理計画

災害により排出され、又は処理量の増加したゴミやし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための応急処理対策についての措置を定める。

1 ゴミの収集処理

1. 収集方法

基本的にゴミ収集業者の協力を得て実施するが、多量に集積された箇所に対して、迅速に排除するため、人員、車両が不足する場合を含め、次の方法により処理する。

(1) 市職員の編成は、災害の規模により編成する。

(2) 建設業者、各種団体等に協力依頼し、自動車、特殊車を借り上げ使用する。

(3) 周辺自治体、民間各種団体への応援要請を行う。

2. 処理方法

災害規模により一時に処理できない場合は、必要に応じて運搬上、保健衛生上適当と認められる場所に一時集積所を設置する。

3. 事前対策

災害廃棄物処理計画を策定するとともに、他市町村、関係機関等との協定書の締結など、事前の体制を整えておくものとする。

2 し尿の収集処理

し尿の収集業者の協力を得て速やかに収集処理するが、災害規模に合わせた体制を取るものとし、必要に応じ周辺自治体に応援を求めるものとする。

1. 収集方法

計画的に収集を行うが、状況により使用可能状態を回復する処理にとどめる場合がある。

2. 処理方法

高幡東部清掃組合で処理を行うが、処理能力を越える事態にあつては、他市町村への協力を要するものとする。

3. 事前対策

汚物処理の応援を求める相手方については、あらかじめその応援能力について十分調査し、災害廃棄物処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結など体制を整えておくものとする。

3 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物の処理に関する役割分担や処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図る対応マニュアル等を作成し、円滑かつ適正な処理を行うものとする。
2. 災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
3. 環境汚染の未然防止並びに住民、作業者の健康を確保するため、廃棄物の組成に応じた適切な措置を講じるものとする。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、被災時の公共用地利活用に関する優先順位を十分に考慮したうえで、仮置場を定め、搬送集積を行い順次処理するものとする。なお、集積場所は次のような場所が考えられる。
 - (1) 公共施設、公園、グラウンドなど（避難場所周辺を除く）
 - (2) 民間田畑、その他集積可能な場所
5. 災害廃棄物の処理能力を超える事態にあつては、他市町村、関係機関、民間事業者団体等との協定書の締結など、事前の体制を整えておくものとする。

第18節 行方不明者・遺体の搜索、対応及び埋葬計画

災害による行方不明者・遺体の搜索、対応及び埋葬については、各機関相互の協力体制のもとに、迅速かつ円滑に行うものとする。

1 行方不明者及び遺体の搜索

行方不明者の搜索は、警察署、その他の機関の協力を得て行い、常に市及び警察署は連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとする。

搜索活動については、防災関係機関等の協力並びに車両、舟艇、機械機具の借り上げ等、可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

2 遺体の対応

1. 身元確認

警察署等の協力を得て、身元確認と死体引き取り人の発見に努め、識別確認のため、写真撮影、遺留品の保管、着衣、所持品、特徴等を記録するなどの措置を行う。

2. 遺体の検案

遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により検案所で実施する。

3. 安置所の開設

遺体の身元の識別又は埋火葬が行われるまでの間、遺体を一時保存するために、公共建築物、寺院等に安置所を開設する。

また、検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、安置所は検案所と連動できる場所であること。

3 埋葬

1. 対象

災害により遺族が混乱して埋葬できない場合、又は引き取り人が判明しない場合は、仮埋葬を実施する。また、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬が困難な場合、又は遺族がいない場合は、応急的に実施する。

2. 方法

次の範囲内で、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に支給する。
棺、骨つぼ又は骨箱、火葬、土葬又は納骨等の役務の提供。

3. 事前対策

被害が大きく、遺体の火葬が困難な場合を想定し、埋葬地を選定しておくことに努める。

第19節 災害警備計画

災害警備に当たって警察は、高知県警察警備実施規定に基づく「高知県警察災害警備実施要綱」により、地域防災計画との関係を十分検討しながら推進するための応急対策についての措置を定める。

1 任務と活動

災害発生に際しては、県民の生命・財産の保護並びに被災地の治安を維持することを任務とし、次の各事項の活動を行う。

1. 災害情報の収集伝達
2. 被災地住民の避難誘導
3. 負傷者等の救出、救護及び行方不明者の捜索
4. 被災者の救出、行方不明者の手配及び捜索の協力
5. 交通混乱の防止、避難道路、緊急交通路確保等の交通規制措置
6. 遺体の検視、身元確認
7. 住民の不安の解消を図るための広報、相談受理等の諸対策
8. 被災地、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
9. 県、市町村関係機関の行なう災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
10. その他必要な警察活動

2 警備体制の発令

区 分	状 況
準備体制	災害発生の恐れはあるが、発生までに相当な時間的余裕があると考えられる場合は、準備体制とする。
警戒体制	気象庁によって各種の警報、注意報等が発せられた場合など災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。
非常体制	災害が発生し、又は発生しようとする場合は、非常体制とする。

第20節 災害情報等連絡計画

風水害等の災害発生時における住民の安否情報等の連絡体制を整備するため、「災害時における須崎市内郵便局と須崎市の相互協力に関する覚書」に基づき、関係機関と連携し十分検討しながら情報等連絡体制の推進をするための応急対策についての措置を定める。

1. 災害救助法適用時における、郵政事業に関わる災害特別事務取り扱い及び援護対策を要請する。
2. 被災した住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供を要請する。
3. 郵便局の所有及び管理する施設や用地を避難場所あるいは物資集積場所等としての提供を要請する。

第21節 文教対策計画

風水害等の災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育活動の中断を防止するため、被害を受けた文教施設の迅速な応急復旧、応急的教育施設の確保及び応急教育の実施措置等の必要な対策についての措置を定める。

なお、教育委員会が定める「教育委員会災害対応マニュアル」に基づき、学校ごとに地域の実情にあった「学校危機管理マニュアル」を作成し危機管理体制の確立を図る。

1 初動対応

1. 児童・生徒在校時の災害発生

- (1) 児童・生徒及び教職員の安全対策
- (2) 施設の被害拡大防止のための応急対策
- (3) 保護者等との連絡、教育委員会との連携

2. 児童・生徒不在時の災害発生

- (1) 施設の被害状況の把握と、被害拡大防止のための応急対策
- (2) 児童・生徒及び教職員の安否確認
- (3) 教育委員会との連携

2 文教施設の応急復旧

1. 建物の全壊、半壊を問わず重大な被害（浸水による被害を含む。）を受けた場合は、実情を調査し、校舎再建、仮校舎建設等の計画を定め、その具体化を図る。
2. 復旧を要する被害を受けた場合は、被害の程度を十分調査し、補修等の措置を行なう。
3. 各施設でPTA、地元等で復旧可能な被害については協力を求める。

3 応急的教育施設の確保

1. 校舎が使用不能の場合は、その再建及び仮校舎建築まで他の教育施設の余剰教室及び公共施設を臨時的に使用する。
2. 校舎が一部使用不能の場合で、他の施設に余裕がない場合は、2部授業を行い教育が中断しないようにする。

4 応急教育の実施

1. 被害の程度によって臨時休校の措置をとり、対応策として夏休み等の振替授業により授業時間を確保する。
2. 特定地域が災害を受け、登校不能となったときは、必要に応じて分散授業を実施する。
3. 教育環境の悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業等を適宜実施する。
4. その他必要な場合には計画を作成するものとする。

5 災害発生時における臨時休校

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）により校長が行う。

6 教材・教員の確保

教科書の調達については、校長の調査報告に基づき、教育委員会で調達する。他の教材、教具は、取り扱い業者を通じて調達する。

7 学校給食

1. 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い、給食の実施に努める。
2. 学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、学校給食施設・設備は被災者用炊出しの用に供されることが予想されるので、学校給食との調整に留意するものとする。

8 学校が避難所等として設置された場合

1. 学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
2. 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行い対応するものとする。

9 文化財の応急対策

1. 所有者又は管理者は、早急に被害状況を把握して被災状況を報告するとともに、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとる。
2. 半壊状態で倒壊危険があるもののうち、建造物については支柱の設置等の応急補強対策を講じ、搬出可能な美術工芸品等については安全な場所に収納するよう指導する。
3. 国・県の文化財保護に携わる部署及び関係団体と密接に連絡を取り、有効かつ適切な対策が行われるよう留意する。

第2 2節 電力応急対策計画

電力供給責任の完遂と電気供給施設の機能を維持するため、防災計画に基づき災害対策に万全を期す。

また、市災害対策本部及び指定公共機関等と緊密な連絡調整に当たるものとし、応急復旧対策の体制整備を図る。

1 保安対策

1. 送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請があった場合には、当該地域の保安停電を行う。
2. 保安停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小・時間の短縮に努める。

2 応急復旧対策

関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから、電力供給設備の復旧を行う。

3 要員、資材の確保・支援

1. 電気供給設備の被災状況等に応じ、要員・資機材を効果的に投入し、早期復旧に努める。
2. 要員・資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行う。

4 広報

防災関係機関・報道機関・インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概況・停電状況

等について、適切迅速な情報提供を行う。

第23節 農林水産業等対策計画

大規模な風水害等により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害が出ることを予測される。

そのため、災害時には県及び農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策についての措置を定める。

1 被害状況の把握

1. 大規模な災害が発生した場合、直ちに、農作物や農地、畜産、農業用施設、漁船、水産漁業施設等の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
2. 農業用施設及び水産漁業用施設等の施設管理者は、風水害等による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市及び関係機関等へ連絡するとともに、付近住民に対する避難のための勧告・指示など適切な避難誘導を実施するものとする。
3. 把握した被害状況は担当班長が取りまとめ、対策本部に報告するとともに、県へ報告する。

第24節 商工業等対策計画

風水害等の災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、食糧や生活関連物資等の安定供給を図る。また、災害復旧のための労働者確保、被災商工業者への融資対策等の早期実施により、経済の安定を図るための応急対策についての措置を定める。

1 被害状況の調査

緊急時において食糧や生活関連物資等の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通に関わる主要事業所の被害状況の調査を実施するとともに、災害融資対策等の事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

2 雇用対策

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

第25節 災害に対する広報活動計画

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るうえで非常に重要であり、報道機関並びに市民に対し、被害状況その他災害に関する情報を迅速かつ的確に周知するよう、応急対策についての措置を定める。

1 市民に対する広報

災害が発生し、又は発生が予想される場合にあつては、防災行政無線、広報車、報道機関、住民組織等を通じて次の事項を広報する。

1. 防災関係機関の体制並びに活動状況
2. 被害状況の概要
3. 気象、災害情報
4. 市民に対する協力要請及び災害防止等に必要な注意事項
5. 応急対策の実施状況
6. 避難準備及び勧告、指示
7. 避難場所等
8. 交通状況
9. その他必要と認める事項

2 報道機関に対する発表及び依頼

災害状況について適宜報道機関に発表するとともに、住民に対する避難勧告、指示等、特に周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼する。

3 避難住民に対する広報

災害情報、生活情報等の情報伝達体制の整備を図る。

1. 災害時要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行う。
2. 指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

4 広報資料の作成

情報班は、各部と緊密な連絡を取り、災害状況及び応急処置の状況等の報告資料を写真、ビデオ等を中心に収集作成する。

第26節 自発的支援の受け入れ

災害時におけるボランティアや義援金といった自発的な支援は、被災者の心身ともに大きな力となるとともに、被災地での生活の維持・再建等において重要な役割を果たすものであり、受け入れ等についての措置を定める。

1 ボランティアの受け入れ

関係団体等が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図るものとする。

2 義援金等の受け入れ

1. 義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知するとともに、義援金募集团体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施するものとする。
2. 義援物資は、被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知するとともに、寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布する。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

■ 第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

1 復旧・復興の基本方向

被害の状況、地域の特徴等を勘案しながら、迅速な原状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

また、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ、計画的に行うものとする。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者、高齢者等の災害時要配慮者の参画を促進するものとする。

3 財政的措置等

応急対策、復旧、復興において、多大な費用を要することにかんがみ、国、県等に必要な財政支援を求めるものとする。

4 被災施設の復旧等

被災施設の復旧に当たっては、県及び他市町村との広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。また、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

1. 復旧事業計画の作成及び実施

- (1) 災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- (2) 原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- (3) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- (4) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- (5) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- (6) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。

2. 公共施設の災害復旧事業計画

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑨ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画

- ⑩公園公共土木施設災害復旧事業計画
- ⑪下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (2)農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3)都市施設災害復旧事業計画
- (4)上水道施設災害復旧事業計画
- (5)社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6)公立学校施設災害復旧事業計画
- (7)公営住宅災害復旧事業計画
- (8)公立医療施設災害復旧事業計画
- (9)その他の災害復旧事業計画

5 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。

1. 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県に報告する。
2. 県が実施する調査等に協力する。

6 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

7 緊急融資等の確保

1. 災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債、短期融資の導入、基金の活用、地方交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
2. 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

8 生活の安定確保計画

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者(休業者)の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

1. 被災者の生活確保
被災者、住民、報道機関、国、地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。
 - (1)被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
 - (2)解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
 - (3)県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。
 - (4)通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
2. 罹災証明の発行
災害が発生し、被害を受けたものがあるときは、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針

(平成13年7月内閣府(防災担当)平成25年6月改定)」に基づき、被災世帯調査を実施し、罹災者台帳を作成するとともに、これを基に罹災証明書を発行する。

(1) 被災世帯調査の実施

総務部(調査班)は、被災世帯調査を実施し、調査結果を罹災者台帳としてとりまとめる。調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得る等、客観的な調査に努める。

(2) 罹災証明の発行

罹災者台帳に基づき、市民からの要望に応じて、罹災証明書を発行する。被災世帯が多数で迅速な対応が困難な場合は、各部の協力を得る。罹災証明書の発行は、庁舎等に罹災証明発行窓口を設置して行うものとし、関係部署と協力して、十分な発行体制をとる。

3. 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第33号)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

4. 被災者生活再建支援制度の活用

(1) 災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

(2) 申請書類は市が窓口となり、支給に関する事務については県を通じて実施する。なお、申請を迅速かつ的確に処理するための体制の整備等を図るものとする。

5. 租税の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)又は須崎市税条例(昭和30年条例第35号)により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。

6. 住宅資金等の貸付け

(1) 県及び市は、災害により住居・家財等に被害を受けた者(個人)が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金に関する広報活動を実施する。

(2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

7. 住宅の再建

(1) 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

(2) 市は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8. 農林漁業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について、指導あっせんを行うとともに、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)」に基づく利子補給を行い、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るための措置を講ずる。

9. 中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするための措置を講ずる。

第2節 復興計画

1 復興計画の作成

1. 大規模な災害により、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
2. 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

2 災害に強いまちづくり

1. 災害に強く、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した災害に強いまちづくりを実施するものとする。その際、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めるものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
2. 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
3. 災害に強いまちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難地、幹線道路、都市公園など骨格的な都市基盤整備施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とするものとする。
4. 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を住民に対し行うものとする。
5. 災害時の円滑な復旧対策には、一筆ごとの土地の境界の正確な位置について、現地復元の能力がある地図の整備が必要であるため、現地復元能力のある地図を整備する地籍調査を完了する方針で取り組むものとする。
6. 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行うものとする。
7. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

■第5章 特殊災害対策計画

第1節 流出油災害対策計画

1 陸上施設事故対策計画

流失油事故に対する措置は、個々の状況（場所、流出量、油の種類、風向、風速、周囲の状況等）に応じ適切な方法で考えるべきであるが、一般的には次により処理するものとする。

1. 事故原因者の措置

- (1) 流出量を最小限にとどめるため、迅速かつ的確な措置
- (2) 関係機関への通報
- (3) 引火防止と延焼防止の警戒措置、既に燃焼している場合は、延焼防止の措置、消火作業、周囲の人命、財産の救助保護に対する適切な措置
- (4) 拡散防止
- (5) 流出油の回収除去
- (6) 近隣施設への応援要請
- (7) その他必要な措置

2. 市の措置

陸上施設事故により流出油災害が発生した場合、災害の態様、規模を勘案し、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。ただし、災害の態様、規模等により災害対策本部設置前においては、市行政における所管課において、適切な措置を講じるものとする。

市の措置として、一般的には次により処理する。

- (1) 事故原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- (2) 災害の拡大防止のための活動
- (3) 死傷者等の救出収容
- (4) 警戒区域の指定
- (5) 広報活動及び避難の指示
- (6) 他市町村への応援要請
- (7) その他必要な措置

3. 県の措置

- (1) 事故原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- (2) 他市町村長に対し応援出動の指示
- (3) 他府県への応援要請
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (5) その他必要な措置

4. 警察の措置

- (1) 災害の拡大防止及び犯罪防止等の警戒警備
- (2) 死傷者の身元確認とその救出協力
- (3) 避難誘導及び警戒区域の設定
- (4) 交通規制及び交通整理
- (5) 災害の波及防止及び災害応急措置等の援助協力
- (6) その他必要な措置

2 海上流出油事故対策計画

タンカーの事故等により、大量の油の流出や油火災が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、その海域における船舶の安全確保、並びに周辺港湾及び沿岸地域の人命、財産の保護、海上汚染の防止を図るために、高知県排出油等防除協議会（会長：高知海上保安部長）

との緊密な連携のもとに有効適切な防除活動を推進するとともに、高幡地区排出油等防除計画による応援活動を円滑に実効あるものとし、災害波及の防止及び被害の軽減を図るものとする。応急対策は次のとおりとする。

1. 海上流出油事故が発生した場合、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置し、情報の収集、応急対策の策定及び調整、関係機関に対する協力要請等を行う。ただし、災害の態様、規模等により、災害対策本部設置前においては、須崎市関係課において、それぞれ応急対策を講じるものとする。
2. 流出油の処理等
 - (1) 人命の救助、救援作業
 - (2) 消火作業
 - (3) 流出油の処理作業
3. 沿岸警戒
流出油による災害が沿岸地域に波及する恐れがある場合は、関係機関は必要に応じ、当該地域における現場警戒に従事するものとする。

3 費用

油流出事故対策に要した費用については、現行関係法により処理しうるものは現行関係法により、その他のものについては、事故原因者と応急対策実施機関が協議し、負担を決定するものとする。

資料 1 5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地
吾桑保育園	吾井郷乙 5 2 0 番地
安和保育園	安和 6 6 5 番地 2
あおい保育園	多ノ郷甲 1 7 6 4 番地 1
日の出保育園	土崎町 2 番 2 7 号
上分保育園	上分甲 2 番地 2
みなみ保育園	大谷 2 0 6 番地 2
大間保育園	山手町 6 番 1 4 号
須崎保育園	東糺町 2 番 2 8 号
日本キリスト教団須崎教会附属須崎幼稚園	東古市町 1 番 8 号
吾桑公民館	吾井郷乙 4 9 7 番地 1
南公民館	大谷 2 0 6 番地 1
上分公民館	上分乙 3 4 4 番地 2
多ノ郷体育センター	赤崎町 3 番 1 8 号
横浪運動広場	浦ノ内東分 2 7 3 6 番地
焼物工房「みなみ」	大谷井立山 9 1 5 番地 3 0
久通地域総合コミュニティセンター	久通 4 1 番地
浦ノ内東部コミュニティセンター	浦ノ内塩間 4 9 番地 3
安和市民交流会館	安和 6 6 0 番地 2
多機能型事業所 STEP ONE	多ノ郷甲 5 4 8 3 番地 5
社会就労センター山ももの家	安和 2 1 6 番地 1
就労支援センター「らいふ」	吾井郷乙 1 8 3 4 番地 3
通所支援ヘルテール須崎園	大間西町 1 番 9 号
吾桑小学校	吾井郷乙 4 8 8 番地 1
多ノ郷小学校	吾井郷乙 1 9 0 9 番地 2
須崎小学校	東糺町 2 番 9 号
新荘小学校	下分甲 5 8 4 番地 1
安和小学校	安和 2 0 6 番地
浦ノ内小学校	浦ノ内東分 2 0 0 1 番地 1
朝ヶ丘中学校	吾井郷乙 1 8 1 8 番地
浦ノ内中学校	浦ノ内東分 2 4 番地 1
南小学校	大谷 2 0 8 番地 1
南中学校	大谷 2 0 8 番地 1
上分小学校	上分甲 9 0 番地 1
上分中学校	上分甲 8 7 番地 1
特別養護老人ホーム 清流荘	上分丙 1 7 5 8 番地 2

清流の家	上分丙1758番地8
シルバーホームおおの郷	多ノ郷甲1136番地2
しろやま	鍛冶町2番10号
ばんだ湯の香荘	桑田山乙1173番地1
楽リハ	多ノ郷甲1069番地8
中山整形外科	妙見町9番10号

資料16 医療救護所

名 称	設置場所 (所在地)
須崎市総合保健福祉センター (1階集団検診室)	須崎市山手町1番7号
須崎市立朝ヶ丘中学校 (多目的ホール)	須崎市吾井郷越知1818番地
須崎市立上分中学校 (コンピューター室)	須崎市上分甲87番ノ1

—メモ—

